

犬山浄水場始め2 浄水場排水処理及び常用発電等施設整備・運営事業

実施方針等に関する質問への回答

平成26年2月

愛知県企業庁

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈実施方針〉

質問 No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	対応 頁	対応箇所							質問	回答
			1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	i) ii) 等			
1	実施方針	-	-	-	-					【協力会社】の定義について、「応募グループを構成する企業のうち、構成員以外の企業をいいます。」とありますが、応募者等の資格要件に関与せず、機器の納入・施工のみを担う企業も、協力会社として定義付けされるのでしょうか。	事業者提案に依るものとします。
2	実施方針									実施方針の公表の際に公表される書類についての質問、意見・提案に対する県企業庁殿の回答は、「実施方針等」に含まれると理解してよいでしょうか。	ご理解の通りです。
3	実施方針									入札公告の際に公表される書類についての質問に対する県企業庁殿の回答は、「入札説明書等」に含まれると理解して宜しいでしょうか。かかる回答に誤りがあった場合のリスク分担に関係するため、ご確認をお願いいたします。	ご理解の通りです。
4	実施方針									リスク分担の観点から、法律、条例、規則の他に、命令、政令、省令、行政処分、通達、行政指導、運用ガイドライン、裁判所による判決等、自主規制機関の規則等も「法令等」に含めることが一般的と考えますが、本件でも「法令等」はこれらが含まれると理解して宜しいでしょうか。	県事業庁の先例を踏まえ事業契約において定義します。
5	実施方針									国庫補助金が支払われる場合に補助金該当額のみ「一時支払金」として支払われ、国庫補助金が支払われない場合は「一時支払金」は支払われないという理解で宜しいでしょうか。	補助金の交付如何に関わらず、また、申請の有無に関わらず、補助金の申請を本事業において計画した額は一時支払金としますので、補助金事業の行方が、事業者の資金計画に影響を与えることはありません。
6	実施方針									協力会社は、応募者が設置するSPCから直接業務を請け負う企業との理解でよろしいでしょうか。	SPCだけでなく、代表企業もしくは構成員から業務を請け負う企業を含むことも可能とします。
7	実施方針	1	1	1.1	1.1.1	1)				犬山浄水場及び尾張西部浄水場における脱水処理施設及び天日乾燥床について、「産業廃棄物処理及び清掃に関する法律」第15条産業廃棄物処理施設の設置許可を県企業庁殿にて取得されるとの理解で宜しいでしょうか。また、今回の新設に伴う同法第15条の2による変更申請は事業者範囲との理解で宜しいでしょうか。	設置許可については、ご理解の通りです。 ただし、本件が変更許可申請に該当するか、新設設置申請に該当するかは、環境行政の指導によります。何れにしろ、申請に関する資料作成等は事業者範囲ですが、申請者は企業庁になりますので、申請に関する手数料を事業者が負担する必要はありません。
8	実施方針	2	1	1.1	1.1.1	1)	ア)			尾張西部浄水場の既設天日乾燥床の維持管理は本事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、本PFI事業は、天日乾燥床を機械脱水機に転換する事業であり、PFI導入後は天日乾燥床を休止する予定としています。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈実施方針〉

質問 No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	対応 頁	対応箇所						質問	回答
			1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
9	実施方針	3	1	1.1	1.1.2				犬山浄水場及び尾張西部浄水場の脱水設備（更新）とありますが、更新に既設機器等の撤去も含まれましたら具体的な内容を提示願います。	既設排水処理棟（犬山）、既設脱水機棟（尾張西部）及びこれらに設置された脱水機等の撤去は、原則含みません。ただし、汚泥引き抜き管の繋ぎ替え工事により生じる既設配管の部分的な撤去等、本PFI事業の新設にあたり当然必要となる部分的な撤去は本PFI事業に含みます。
10	実施方針	3	1	1.1	1.1.5	2)			「なお、事業者が発電施設を整備することに伴い…合理的な範囲で県企業庁が本PFI事業とは別に直営で実施します。」と記載されています。事業者が落札した際には、当該事業者提案に記載された内容の実現に必要な犬山浄水場の既設設備の改造は、合理的な範囲のものとして県企業庁殿が承諾したものと理解して宜しいと考えますが、この点ご確認下さい。	技術的に不可能であったり、企業庁の改造費及び負担金が極端に大きい等の提案については、合理的な範囲の改造提案とは言えないため失格にする場合があります。また、改造内容の大小は総合評価の中で評価する予定ですが、落札者の提案は合理的な範囲と企業庁が認めた提案になります。
11	実施方針	3	1	1.1	1.1.5	2)			「なお、事業者が発電施設を整備することに伴い必要となる犬山浄水場の改造は、事業者提案にあわせて合理的な範囲内で県企業庁がPFI事業とは別に直営で実施します」とありますが、事業者と企業庁殿の考え方が食い違った場合、事業性に影響を及ぼす可能性が有りますので、合理的な範囲内の考え方を明示願います。	非合理的な提案でないものは、合理的な提案と認めます。合理的とは、設計・建設期間の2年間で県企業庁が予算措置及び設計・建設が可能な範囲であり、要求水準書（案）添付資料 別紙12の参考図と同等の改造を想定しています。特高設備を更新する等の提案は認められません。
12	実施方針	3	1	1.1	1.1.5	2)			「県企業庁の系統連係及びFITの手續に協力する。」と記載されていますが、設備認定書の取得や、電力会社との間の事前検討、系統連係申請その他のやり取りは、全て県企業庁殿の名称で県企業庁殿により行われ、事業者は発電施設の設計の点のみにおいて必要な協力を行うという理解で宜しいでしょうか。	申請者は県企業庁になります（ただし、事業提案書の提出にあたり接続検討申込を事業者に課した場合は、これを除きます。）。事業者は設計の他、申請に関する会議への参加及び書類の作成等の事務の支援も行います。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈実施方針〉

質問 No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	対応 頁	対応箇所						質問	回答
			1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	i) ii) 等		
13	実施方針	3	1	1.1	1.1.5	2)			「事業者は、発電施設の設計を行い、県企業庁の系統連系及びFITの手続きに協力すること」とありますが、5頁の事業スケジュール（予定）において「太陽光発電の申請・接続契約は契約締結の翌日（平成26年12月）～平成27年3月」とありますが、短期間での申請となることが予想されます。平成26年度の買取単価の適用をお考えでしょうか。申請手続きに必要な資料等を予め公表いただくことを要望いたします。	ご理解のとおり、平成26年度の買取単価の適用を受ける計画です。 なお、要求水準書（案）に示す方法について、県企業庁が中部電力株式会社に接続検討の申し込みをした結果については、別途示す方法により閲覧が可能ですので、参考としてください。
14	実施方針	3	1	1.1	1.1.5	2)			電力会社の系統連系工事費負担金は県企業庁殿の負担で宜しいでしょうか。	合理的な範囲において、ご理解の通りです。しかし、例えば、新たに引き込み鉄塔を新設するため、系統連系工事費負担金が極端に高額になる提案については、合理的な提案とは言えないため、質問No.10、11の通りとなります。
15	実施方針	3	1	1.1	1.1.5	3)			既設設備の撤去工事は本事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	原則、ご理解の通りです。詳細は、質問No.9の通りです。
16	実施方針	3	1	1.1	1.1.5	3)	ア)		施設毎（排水処理、常用発電、太陽光発電）に定められている工事監理業務は、兼務できるものと考えて宜しいでしょうか。	建設業法等の規定に従って、事業者が適切に実施してください。
17	実施方針	3	1	1.1	1.1.5	3)	ア)		工事監理業務は、「脱水処理施設等の建設に当たる者」と同一となる場合でも問題ないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
18	実施方針	3	1	1.1	1.1.5	3)	ア)	i)	「竣工後に県企業庁が行う検査等への協力」との記載がありますが、県企業庁殿の行われる完工確認への協力のほかに何か想定されているものはありますか。ある場合には、具体的な内容をご教示いただけますでしょうか。	完工確認検査の他には、工事精算及び資産計上の事務手続き、既設設備の改造工事等に必要の協議、検討などを想定しています。
19	実施方針	3	1	1.1	1.1.5	3)	ア)	i)	「竣工後に県企業庁が行う検査等への協力」とありますが、完工確認への協力の他に何か想定されるものがありますでしょうか。ある場合には、具体的な内容をご教示願います。	No.18の通りです。
20	実施方針	3	1	1.1	1.1.5	3)	ア)	i)	両浄水場の既設脱水機棟および脱水設備の撤去は範囲に含まれるのでしょうか？	含みません。質問No.9をご参照ください。
21	実施方針	3	1	1.1	1.1.5	3)	ア)	i)	犬山浄水場で更新する既設引き抜きポンプの撤去は範囲に含まれるのでしょうか？	提案内容にもよりますが、建屋ごとの新設等であれば含みません。質問No.9をご参照ください。
22	実施方針	3	1	1.1	1.1.5	3)	ア)	ii)	事業範囲の土地（特に西側の太陽光設置エリア）の伐採・整地は事業者で行うことで宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。太陽光発電設備の設計・建設業務に含みます。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈実施方針〉

質問 No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	対応頁	対応箇所						質問	回答
			1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
23	実施方針	4	1	1.1	1.1.5	3)	7)	ii)	太陽光発電設備にも外構整備業務が必要ではないでしょうか。	事業範囲を明確にする必要最低限の施設（例：表示杭、防草シート、玉砂利敷き等）のほか、場内排水等必要と判断された場合は設置してください。ただし、浄水池覆蓋上及び特高付近の設置スペースについては、必ずしも設置する必要はありません。
24	実施方針	4	1	1.1	1.1.5	3)	4)	i)	運営・維持管理の開始時期等に関して、以下の点をご教示下さい。①事業期間は平成26年12月よりとなっていますが、平成26年12月より「引継計画書」を作成したうえで、県企業庁殿から事業者への引継ぎ業務が行われるとの理解で宜しいでしょうか。②引継完了はいつ頃までを想定してますでしょうか。③引継期間中の運転・維持管理の主体は県企業庁殿、事業者のどちらになるでしょうか。④引継完了後も県企業庁殿から必要な支援が受けられるとの理解で宜しいでしょうか。	①②については、運営・維持管理業務の引き継ぎは、同業務を開始する平成29年4月1日以前に適当な準備期間を考慮して行います。事業期間を平成26年12月からとしたのは、契約締結後、速やかにFIT手続きを進めるためです。 ③については、引き継ぎの期間であるかないかに関わらず、業務の主体は、原則、既設の運営・維持管理は県企業庁、新設する本PFI事業の施設の運営・維持管理は事業者になります。ただし、運転支援業務は、要求水準書（案）表5.1に示すとおり、双方、協力して事業を遂行しますが、引き継ぎ期間中の運転・維持管理の主体は県企業庁です。 ④については、県企業庁が、事業パートナーであるSPCに対して、必要な支援をしていくことは当然であると考えています。
25	実施方針	4	1	1.1	1.1.5	3)	4)	ii)	脱水ケーキの再生利用には、脱水ケーキの搬出業務も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、脱水ケーキの取引先が浄水場まで脱水ケーキを受取りに来る場合においては、当然、事業者が運搬を行う必要はありません。また、運搬車への積み込み作業は必要に応じて、必要な方法で、事業者が提案・実行することとさせていただきます。
26	実施方針	4	1	1.1	1.1.5	3)	4)	iii)	常用発電設備に記載されている維持管理業務と管理業務の違いをご教示下さい。	「PFI事業範囲の管理業務」は、常識的な日常清掃、除草、防犯等です。
27	実施方針	5	1	1.1	1.1.5	3)	4)	iv)	見学者対応となる対象施設を教えてください。対象施設の規模は事業者の提案によるものと理解して宜しいでしょうか。	犬山浄水場のPFI事業の施設が対象です。太陽光発電設備、常用発電設備及び排水処理施設の見学者用順路、機材及び空間（スペース）を想定していますが、内容は事業者提案によります。規模は、要求水準書（案）3.5のとおりです。
28	実施方針	5	1	1.1	1.1.5	4)			PFI事業に伴い、既設のセキュリティ設備に改造等が発生した場合は、その改造所掌は、県企業庁殿の範囲と考えて宜しいですか。	既設の防犯センサー、火災報知器、入場門自動ゲート等には改造は生じないと考えていますが、改造が生じた場合は必要最低限の工事を県企業庁が実施します。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈実施方針〉

質問 No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	対応 頁	対応箇所						質問	回答
			1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) イ) 等	i) ii) 等		
29	実施方針	5	1	1.1	1.1.5	4)			新設備完成後、既設排水処理設備は、県企業庁殿業務にて撤去されるのでしょうか。	No.9の通りです。なお、撤去時期は未定です。
30	実施方針	5	1	1.1	1.1.6				開業準備工事の期間について想定がありましたら教えてください。なお、設計・建設期間に開業準備期間は含まれるものとの理解で宜しいでしょうか。	開業に必要な工事は、設計・建設業務に含みます。また、開業準備期間は、設計・建設業務期間に含みます。
31	実施方針	5	1	1.1	1.1.7	2)			太陽光発電の申請手続き、接続契約締結の手続きは、県企業庁殿が行われるとの理解で宜しいでしょうか。また、平成27年3月までに県企業庁殿が接続契約を締結されるご予定と理解して宜しいでしょうか、ご確認下さい。	No.12、13のとおりです。 前段については、ご理解の通りです。施設の設置者は企業庁であるため、申請者は企業庁になります。 後段については、事業者は、企業庁が規定の期限内に手続きを完了できるよう、設計、申請書類の作成支援をすることとします。
32	実施方針	5	1	1.1	1.1.7	2)			太陽光発電の申請・接続契約について、①県企業庁殿の帰責②事業者の帰責③第三者の帰責、それぞれの事由により平成26年度中の接続契約が間に合わなかった場合の措置について教えてください。	①については、電力会社が接続契約の申込書類を受領した日、又は国の設備認定日のいずれか遅い時点の買取価格が適用されることから、発生しないリスクとしています。なお、県企業庁の責に帰すべき事由のみにより太陽光発電の申請・接続契約の締結が遅れた場合でも、太陽光発電の施設整備等を中止する予定はありません。 ②、③については、発生リスクをできるだけ抑える入札手続きを検討中ですが、発生した場合の措置については、別途、事業契約書（案）において示します。なお、第三者の責に帰すべき事由のみにより太陽光発電の申請・接続契約の締結が遅れた場合でも、太陽光発電の施設整備等を中止する予定はありません。
33	実施方針	5	1	1.1	1.1.7				試運転期間中の脱水ケーキの再生利用は、県企業庁殿にて実施いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	基本的には、要求水準書（案）4.1.8(1)のとおり、事業者が行います。
34	実施方針	6	1	1.1	1.1.8	2)			常用発電及び太陽光発電の支払い対価増減に関して、要求水準を上回る仕様を提示した場合も増額になるとの考えで宜しいですか。	詳細は別途、入札説明書等で提示します。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈実施方針〉

質問 No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	対応頁	対応箇所						質問	回答
			1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) イ) 等	i) ii) 等		
35	実施方針	6	1	1.1	1.1.8	2)			「なお、常用発電及び太陽光発電においては、事業者が要求水準を上回った場合は、運営・維持管理業務の支払い単価を増額し、下回った場合は減額します。判断となる要求水準、増額及び減額の考え方は、別途提示します。」との記載がありますが、「別途」とは公告時にご提示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、入札説明書等で提示します。
36	実施方針	6	1	1.1	1.1.8	2)			「なお、常用発電及び太陽光発電においては、事業者が要求水準を上回った場合は、運営・維持管理業務の支払い単価を増額し、下回った場合は減額します。判断となる要求水準、増額及び減額の考え方は、別途提示します。」との記載がありますが、リスクを検討する必要がありますので、現時点での要求水準値と増額及び減額との関係性、考え方についてご提示下さい。	詳細は別途、入札説明書等で提示します。
37	実施方針	6	1	1.1	1.1.8	2)			運営・維持管理業務に係る対価について、固定費と変動費の費目の指定はありますでしょうか。	固定費と変動費の費目は例示的に設定する予定ですが、詳細は、入札説明書等において提示します。
38	実施方針	6	1	1.1	1.1.8	2)			常用発電施設については余剰発電分の対価、太陽光についてはFitにかかる余剰電力の売電分の対価が各々計算されて支払われるということでしょうか？また、余剰発電については発電量の制限はありませんか？その場合も見合った対価を受け取ることが出来ると考えてよろしいでしょうか？	常用発電、太陽光発電共に、設計・建設及び運営・維持管理に要する費用を対価として支払います。 太陽光発電はFITの余剰売電を行います。その収入は企業庁に帰属します。 ただし、常用発電、太陽光発電共に、事業者の運営努力に対して対価を支払う仕組みを検討しており、その詳細については入札説明書等で提示します。 なお、常用発電は逆潮流しないことを要求水準案としており、自ずと上限があります。また、太陽光発電の上限は、接続検討申込において、設定されるものと考えています。
39	実施方針	6	1	1.1	1.1.8	2)			LNGなどの原料費は、企業庁での負担と考えます。ここで示す変動費は主に人的費用と考えて良いでしょうか。その他内容をイメージされている場合には、御教授ください。	LNGの負担及び常用発電設備の変動費については、ご理解の通りです。
40	実施方針	6	1	1.1	1.1.8	2)			修繕実施項目の計画と修繕内容に変更が発生した場合についても、対価の変更は無いと考えて宜しいですか。	要求水準、提案書、仕様書その他の範囲内での変更であれば、原則として、対価の変更はありませんが、修繕実施項目の計画と修繕内容に変更が発生した理由が、法令等変更、不可抗力といった事業契約に別段の規定があることによる場合には、当該規定に従います。
41	実施方針	6	1	1.2	1.2.1				特定事業の公表時において、企業庁が実施した場合の総額費用を公表して頂けないでしょうか。	公表内容については検討します。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈実施方針〉

質問 No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	対応頁	対応箇所						質問	回答
			1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
42	実施方針	7	1	1.2	1.2.3				選定結果の評価については、PSCやPFIのLCC、VFM等の数値は公表されるとの認識でよろしいでしょうか。また、本事業における総事業費の公表もされるのでしょうか。本格的な検討作業に入る判断材料として必要なため早期の公表を要望します。	公表内容については検討します。
43	実施方針	7	2	2.1					低価格調査基準、失格基準等は設けますか。	未定です。入札公告においてご提示します。
44	実施方針	8	2	2.2	⑰⑱				⑰基本協定の締結と⑱事業契約締結の間に議会承認手続きはありますか。	議会承認手続きはありません。
45	実施方針	8	2	2.2					⑰基本協定の締結～⑱事業契約の締結まで1ヶ月しか期間がありませんが、この間に契約内容についての協議と必要な修正が実施されるとの理解でよろしいでしょうか。他のPFI事例から、1カ月程度の期間では十分な協議ができないと思料いたします。FITの申請期間が影響していると推察されますが、FITの申請期間に影響が出ない範囲で協議できる期間を変更できるとの理解でよろしいでしょうか。	落札者決定後は、事業契約書の文言の明確化を除き、交渉する機会は設けない予定であり、条項の修正については文言の明確化のための微調整になります。
46	実施方針	8	2	2.2					契約書（案）の公表はいつになりますでしょうか。事業参画を判断する上で必要な資料と考えておりますので、入札公告前の公表と質疑応答の実施を要望いたします。	入札説明書等の公表時にご提示します。
47	実施方針	8	2	2.2					予定価格の公表予定はありますか。	予定価格は公表する予定です。
48	実施方針	8	2	2.3	2.3.1				説明会参加者名（会社名）の公表予定はありますか。	公表はしません。
49	実施方針	8	2	2.3	2.3.2				現地見学会参加者名（会社名）の公表予定はありますか。	公表はしません。
50	実施方針	11	2	2.3	2.3.14				「・・・競争性が担保されないと認められる場合」とありますが、どのようなケースを想定されてますでしょうか。また、応札者が1グループの場合でも入札が成立するのでしょうか。	前段については、地方自治法など関係する法令等に照らして、県企業庁が総合的に判断します。
51	実施方針	11	2	2.3	2.3.14				「競争性が担保されないと認められる場合」とは、どのようなケースを想定されていますでしょうか。また、応札者が1者の場合、入札が成立するとの理解でよろしいでしょうか。	No.50の通りです。
52	実施方針	11	2	2.4					設計企業は構成員又は協力企業いずれかに参画の必要はありますか。また参画させる場合の資格要件については、特に定めないと理解で宜しいでしょうか	前段については、参画を必須としていません。後段については、ご理解の通りです。
53	実施方針	11	2	2.4	2.4.1				PFI事業者（SPC）から直接業務を受託せず、SPCに対して出資のみを行う企業は、構成員として認められるとの理解でよろしいでしょうか。	規定している要件を満たす場合は、ご理解の通りです。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈実施方針〉

質問 No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	対応 頁	対応箇所						質問	回答
			1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
54	実施方針	11	2	2.4	2.4.1				SPCから直接業務を受託せずに出資のみを行う会社もSPCの構成員として認められますか。	No. 53の通りです。
55	実施方針	11	2	2.4	2.4.1				資金の貸付のみ（各業務を担当せず、事業者に対する資金の貸付のみ）を行う者（企業）は、応募グループの協力企業として、本事業に応募する参加資格を有するとの理解で宜しいでしょうか。	協力企業となることを妨げません。
56	実施方針	11	2	2.4	2.4.1				「…他の応募企業、応募グループの構成員又は協力会社として本件入札に参加できない」とありますが、応札に参加し落札できなかった企業が、落札者のグループ構成員及び協力会社から物品販売・下請として一部の建設や維持管理の受注は可能であるとの理解で宜しいでしょうか。	別途回答します。
57	実施方針	11	2	2.4	2.4.1				「…企業名及び携わる業務を明記すること」とありますが、一つの業務を分担する場合、複数の企業名を記載するとの理解で宜しいですか。	ご理解の通りです。
58	実施方針	11	2	2.4	2.4.1				脱水ケーキ再生利用業務を担当する会社を、協力会社として資格審査時に明記する必要があるでしょうか？	未定です。入札説明書等においてご提示します。
59	実施方針	11	2	2.4	2.4.1				脱水ケーキ再生利用業務を担当する会社を、協力会社として事業提案書提出時に明記する必要があるでしょうか？	脱水ケーキの再生利用は、重要要素であることから、一般的に事業提案書に具体的な記載がある場合は評価が高くなるものと思われれます。
60	実施方針	11	2	2.4	2.4.1				入札参加者の構成員（SPCの構成員＋SPCの協力企業）ではない下請け等の「協力会社」は、複数の入札参加者の「協力会社（入札参加者ではない下請け等）」になることは可能でしょうか。	別途、回答します。
61	実施方針	11	2	2.4	2.4.1				他の入札参加グループ構成員及び協力企業の製造する製品（機器・材料）を購入・使用することは可能でしょうか。	No. 56の通りです。
62	実施方針	12	2	2.4	2.4.1	8)			「入札参加を希望する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと」とありますが、入札参加を希望する者とは他の応募グループ間における関係であり応募グループ内の関係ではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。競争性を確保するための条件であり、競合グループ間に関係のないことを求めています。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈実施方針〉

質問 No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	対応頁	対応箇所						質問	回答
			1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) イ) 等	i) ii) 等		
63	実施方針	12	2	2.4	2.4.1	8)	7)	i)	親会社と子会社の関係にある二者が認められないのは応募グループをこの二者で構成する場合のみであり、三者以上の応募グループ内に親会社と子会社の関係にある二者が含まれるのは問題ないという解釈でよろしいでしょうか。	応募グループ内の関係ではなく、他の応募グループ間における関係です。No.62をご参照ください。
64	実施方針	13	2	2.4	2.4.1				公益財団法人は本事業へ参加することは可能でしょうか。	想定していませんが、特に参加を妨げません。なお、当然のことながら、公益財団法人が本事業の応募者等となるにあたっては、実施方針入札公告時に示す応募者等の参加・資格要件を満たすことを要します。
65	実施方針	13	2	2.4	2.4.2				「事業者たる特別目的会社からこれらの業務を受託する者」でなくとも、協力会社となることは可能ですか。（例えば建設にかかる者で、その業務を受託する者から物品等を供給する者等）	可能です。
66	実施方針	13	2	2.4	2.4.2				今回の実施方針に明示されている応募者等の資格要件から、新たな資格要件が追加されることはない。との理解でよろしいでしょうか。	実施方針は、現時点での要件案を示したものに過ぎず、最終的な要件は入札公告時にご提示します。
67	実施方針	13	2	2.4	2.4.2	1)			「入札参加者名簿に登録」とありますが、登録業種は問わないのでしょうか。	ご理解の通りですが、No.66を参照ください。
68	実施方針	13	2	2.3	2.4.2	6)			実績の対象年度は規定されないものと考えますが宜しいでしょうか。	ご理解の通りですが、No.66を参照ください。
69	実施方針	13	2	2.3	2.4.2	6)			機械脱水設備の施工又は設備本体の納入とは、2.4.2 7)の要件と同じく「元請しての施工、又は納入」と考えますが宜しいですか。	ご理解の通りですが、No.66を参照ください。
70	実施方針	11	2	2.4	2.4.2	6) 7)			当社が吸収合併した100%子会社の実績は、当社の実績として認めていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
71	実施方針	13	2	2.4	2.4.2	7)			納入実績において『天然ガスコージェネレーションシステムの元請施工』と記述ありますが、天然ガスとは、LNGのほか都市ガス、プロパンガス、消化ガスも含まれるものと考えてよろしいでしょうか？	都市ガスは天然ガスに含みます。プロパン・ブタンを主成分とするプロパンガス等LPガスは、天然ガスに含みません。消化ガスはメタンを主成分とするため、本事業においては、天然ガスの実績として認めます。
72	実施方針	13	2	2.4	2.4.2	7)			天然ガスコージェネレーションシステムの元請施工とありますが、下水処理場等において天然ガスとほとんどガス成分が同様な消化ガスを100%利用したコージェネレーションシステムの実績は有効でしょうか。	No.71の通りです。
73	実施方針	13	2	2.3	2.4.2	7)			天然ガスコージェネレーションシステムの元請施工実績には、都市ガスによるコージェネレーションシステムのものも要件を満たすものと理解して宜しいでしょうか。	No.71の通りです。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈実施方針〉

質問 No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	対応 頁	対応箇所						質問	回答
			1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) イ) 等	i) ii) 等		
74	実施方針	13	2	2.4	2.4.2	7)			元請、納入の実績ではありませんが、コージェネレーションシステムをオンサイト設備として客先内に設置・運営した実績は資格要件を満たしますでしょうか。	発電機本体を納入した実績は認めます。納入とは、製造の他、設置も含みますので、ご質問の場合は実績とみなします。
75	実施方針	13	2	2.4	2.4.2	7)			平常時における発電出力の合計がシステムとして1,000kWであれば有効であると考えますが、宜しいでしょうか？例えば500kW×2台や100kW×10台のケースがあると考えます。	ご理解の通りです。
76	実施方針	13	2	2.4	2.4.2	7)			別々の工事または別の場所の場合でも、平常時における発電出力の合計が1,000kWであれば実績として有効であると考えますが、宜しいでしょうか。例えば、平成18年度にA工場で500kW施工、平成24年度にB浄水場で500kW施工した場合。	1システムで1,000kW以上とします。質問例は、1システムとは認めません。例えば、H18に500kWのシステムを納入したが、H24に500kWを追加し、合計1,000kWのシステムに改修したという例は実績として認めます。
77	実施方針	13	2	2.4	2.4.2	7)			実績期間・対象年度は規定されないものと考えますが宜しいですか。	ご理解の通りですが、No.66を参照ください。
78	実施方針	13	2	2.3	2.4.2	7)			平常時における発電出力とは発電機の定格出力と読替えても構いませんか。	実施方針等で示す発電出力は、使用端における値とします。ただし、入札参加資格に示す発電出力は、定格出力として構いません。
79	実施方針	13	2	2.3	2.4.2	7)			発電機本体を納入した実績とは、「下請」でも要件を満たしますか。	満たします。ただし、証明が必要と思われるます。
80	実施方針	13	2	2.4	2.4.2	7)			天然ガスコージェネレーションシステムの発電機本体を納入した実績とありますが、発注者に対し、下請施工として納入した場合でも実績として有効でしょうか。	満たします。ただし、証明が必要と思われるます。
81	実施方針	13	2	2.4	2.4.2	7)			「工場等」の定義を、ご教示願います。浄水場・下水処理場・オフィスビルは含まれるのでしょうか。	本事業においては、24時間、必要な時に必要な電力を安定的に供給する必要があることから、工場等と定義し、この中には浄水場、下水処理場及び病院を含みます。オフィスビルについては、その内容により判断します。
82	実施方針	14	2	2.4	2.4.4				「…県企業庁が特に認めた場合に限り、代表企業を除く応募グループの構成員及び協力会社については、変更することができるものとします。」とありますが、どのような場合に変更が認められるか、具体的に想定されているケースがあればご教示ください。	別途、回答します。
83	実施方針	14	2	2.4	2.4.4				「県企業庁が特に認めた場合」とは、どのような場合になりますか。具体的な例をご提示いただくと助かります。	No. 82の通りです。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈実施方針〉

質問 No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	対応 頁	対応箇所						質問	回答
			1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	i) ii) 等		
84	実施方針	14	2	2.4	2.4.4				「県企業庁が特に認めた場合に限り、代表企業を除く応募グループの構成員及び協力会社については、変更することもできる」とありますが、どのような場合に変更が認められるのかご教示ねがいます。	No.82の通りです。
85	実施方針	14	2	2.5	2.5.2				委員の氏名については、入札公告前は非発表であるため、入札公告前に委員に対して、委員であることを知らずに営業活動または接触する可能性があります。その場合は失格対象とならないものと考えますが、宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。また、公表後においても、自己に有利になる目的でなければ、例えば、本事業以外の案件で接触することは支障ありません。
86	実施方針	15	2	2.5	2.5.3	2)	ア)		最低制限価格の設定はありますか。	未定です。入札公告においてご提示します。
87	実施方針	15	2	2.5	2.5.3	2)	ア)		予定価格の①決定方法、②公表有無、③公表するならばその時期についてご教示下さい。	①については、県企業庁積算基準によります。 ②については、公表を予定しています。 ③については、入札説明書等の公表時になります。
88	実施方針	15	2	2.5	2.5.3	2)	ア)		「～予定価格の範囲内にあることが～」とありますが、予定価格について以下の点につきご教示ください。 ①予定価格の公表の有無及び公表時期 ②最低制限価格（失格となる価格）の設定の有無及び公表の有無 ③予定価格の設定の方法 ※予定価格については、事業参画を判断する上で非常に重要な情報ですので、早期に公表いただきますようお願いいたします。	No.86及び87の通りです。
89	実施方針	15	2	2.5	2.5.6				「財政負担縮減の達成が見込めない場合」とはいずれの入札参加者も予定価格を超える場合との理解で宜しいでしょうか。予定価格の範囲内であれば財政負担縮減が見込めるとの判断で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
90	実施方針	15	2	2.5	2.5.6				予定価格内の入札金額であれば、「県企業庁の財政負担縮減の達成が見込め」ることになりますか。	No.89の通りです。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈実施方針〉

質問 No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	対応 頁	対応箇所						質問	回答
			1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
91	実施方針	16	2	2.6	2.6.2				金融機関から資金調達を行う場合、特別目的会社の株式に担保権の設定を求められるのが通例と理解しておりますが、このような場合は県企業庁殿の承諾が得られるものと理解して宜しいでしょうか。	承諾しない合理的な理由がない限り、承諾する予定です。
92	実施方針	16	2	2.6	2.6.2				「県企業庁の事前書面による承認がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことができない」とありますが、金融機関より資金調達を行う場合、SPCの株式へ担保権設定を要求される可能性が高いと思われまます。その際には県企業庁の承認は得られるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 91の通りです。
93	実施方針	16	2	2.6	2.6.2				特別目的会社の株式については、県企業庁殿の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことができない旨の記載がありますが、プロジェクトファイナンス形式による資金調達をする場合、貸出金融機関はSPCの株式に質権設定することを求めてくるのが通常であります。このような場合は、県企業庁殿の承諾は得られるものと理解してよいでしょうか。	承諾しない合理的な理由がない限り、承諾する予定です。
94	実施方針	16	2	2.6	2.6.2				本事業における資金調達に際して、プロジェクトファイナンスで資金調達を行う場合、SPCと金融機関との間で株式質権設定契約を締結することが一般的ですが、株式質権設定契約締結の際には県企業庁様のご承諾を頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 93の通りです。
95	実施方針	16	2	2.6	2.6.2				事業期間の途中で代表企業を交代（出資者間で出資割合を変更）することは可能との理解でよろしいでしょうか。	原則として、事業期間途中における代表企業の事業者内での交代はできません。
96	実施方針	16	2	2.6	2.6.2				SPCの長期的な安定性を確保するため、排水処理施設及び発電施設的设计・建設及び運営・維持管理を担う者以外のSPCへの出資も可能と考えますが、宜しいでしょうか。	可能です。
97	実施方針	16	2	2.7	2.7.1				「事業提案書の著作権は入札参加者に帰属し、原則として公表しません。」とありますが、原則でない場合は有り得ますか。又、公表する場合は、企業庁様はどの様な手続きにおいて公表されるか、ご教示ください。	入札参加者が公表に反対しない場合は、公表する場合があります。また、情報開示請求があった場合は、入札者に意見を聞いてから、開示・非開示について検討することとしています。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈実施方針〉

質問 No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	対応 頁	対応箇所						質問	回答
			1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
98	実施方針	16	2	2.7	2.7.1				「～事業提案書の著作権は入札参加者に帰属し、原則として公表しません（愛知県情報公開条例に基づく開示を要する場合を除く。）」とありますが、開示をする場合は事前に入札参加者の同意を得るとの理解でよろしいでしょうか。 ※提案書は、事業者のノウハウ、営業上の秘密が含まれますので原則非公開としていただきますようお願いいたします。	No.97の通りです。
99	実施方針	17	3	3.3					運営・維持管理業務に関して、例えば「第三者賠償責任保険」などの保険の付保に関して、要求があるのでしょうか。	運営・維持管理業務に関する保険の付保を求める予定です。詳細は入札説明書等においてご提示します。
100	実施方針	18	3	3.4	3.4.2	4)			「県企業庁は、運営・維持管理業務において、定期的にその実施状況を確認します。」となりますが、具体的には【資料7 7-1-4-4-1】に示されているモニタリング方法のみが対象と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、定期的なモニタリング以外でも企業庁から請求があった場合において、事業者は応じる必要があります。
101	実施方針	18	3	3.4	3.4.3	1)			確認を行なう時期については、概ね何時頃を想定しているのでしょうか？また確認回数についても御教授願います。	確認の時期については、基本設計は設計完了後で実施設計の着手前、実施設計は設計完了後で工事着工前です。確認は文書で1回行いますが、事前調整は、会議形式で必要に応じて実施します。
102	実施方針	18	3	3.4	3.4.3	2)			工事監理者は脱水機処理施設の設計・建設業者が兼務可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
103	実施方針	18	3	3.4	3.4.3	2)			「事業者は工事監理者を設置して工事監理を行い～」とありますが、工事監理者は構成員または協力企業の中から選任できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
104	実施方針	19	4	4.2					LNGサテライト設備に関する設計要件はありますでしょうか。	法令等に適合したものであることはもちろんのこと、採用する常用発電設備に適しており、かつ要求水準を満たしたLNGサテライトの設計が必要です。
105	実施方針	19	4	4.2	4.2.1				「事業終了後3年程度まで使用できる耐久性を有する構造にする」とありますが、3年程度の使用にどの程度拘束力がありますでしょうか。	引き渡し時点において、事業者と県企業庁で協議にて決定します。
106	実施方針	19	4	4.2	4.2.1				事業完了後の脱水設備の耐久性について、3年程度迄使用できる旨が記載されていますが、消耗部品交換等は除外と考えて宜しいですか。	ご理解の通りです。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈実施方針〉

質問 No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	対応頁	対応箇所						質問	回答
			1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
107	実施方針	19	4	4.2	4.2.1				事業完了後3年程度まで使用できる耐久性を有することとありますが、これは仕上材や消耗品は含まないとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問の仕上材の定義が不明ですが、消耗品についてはご理解の通りです。
108	実施方針	19	4	4.2	4.2.1				「～脱水設備とともに事業完了後3年程度まで使用できる耐久性を有する構造とすること。」とありますが、事業完了後の3年間については設備機能を事業者が保証するものではないとの理解でよろしいでしょうか。	No.105の通りです。
109	実施方針	19	4	4.2	4.2.2				発電機棟ではなく、防音壁などでも宜しいでしょうか。	電気設備は建屋収納を基本としています。
110	実施方針	19	4	4.2	4.2.2				事業完了後3年程度まで使用できる耐久性を有することとありますが、これは仕上材や消耗品は含まないとの理解で宜しいでしょうか。	No.107の通りです。
111	実施方針	20	4	4.2	4.2.3	2)			「・・・適切な含水率を維持できる脱水能力を有する」とありますが、現在の脱水ケーキ有効利用が問題なければ既存脱水設備の能力同等と考えますが宜しいでしょうか。	従前の県企業庁の実績において、現行の含水率の水準であれば有効利用に支障はありませんが、事業者が計画する有効利用に支障ない範囲で、目標の含水率を事業者が設定して構いません。
112	実施方針	20	4	4.2	4.2.3	2)			「脱水ケーキの再生利用を促進するために適切な含水率を維持できる」とありますが、適切な含水率とはどの程度の含水率でしょうか。	No.111の通りです。
113	実施方針	20	4	4.2	4.2.3	2)			脱水設備に関する主な要件として、脱水ケーキの再生利用を促進するために適切な含水率を維持できる脱水能力を有することとありますが、同頁の4.3には『発生する脱水ケーキの全量を事業期間中自らの提案にしたがって再生利用すること』と記載があります。以上よりケーキ含水率に関して事業者にて決定し提案するものということでしょうか。	ご理解の通りです。
114	実施方針	20	4	4.2	4.2.3	4)			「常用発電で生じた排熱を利用すること。」とありますが、最低どの程度の熱を利用すれば良いか等の基準はありますか。ある場合は、具体的な数値をご教示ください。（発生する熱の30%以上は利用すること等）	数値目標は設定していません。
115	実施方針	20	4	4.2	4.2.3	4)			脱水設備に関する主な要件として、犬山浄水場において、常用発電にて生じた排熱を利用することと記載がありますが、具体的には脱水スラッジの加温および脱水ケーキの乾燥などに利用するというのでしょうか。	ご理解の通りです。内容は事業者の提案によります。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈実施方針〉

質問 No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	対応頁	対応箇所						質問	回答
			1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
116	実施方針	20	4	4.2	4.2.3				脱水機の運転時間に関する指定がありませんが、【要求水準書（案）添付資料 別紙1 発生汚泥量、脱水機ろ過面積等の算定根拠について】に示されている「長時間脱水機は、平均濁度時では、週5日運転、1日1サイクル、高濁度時は週7日運転、1日2サイクルで対応することとした。短時間型脱水機は、平濁度のろ過時間を週5日、6時間と設定し、高濁度のろ過時間は週7日、18時間で対応」が要求と考えてよろしいでしょうか。	別紙1は、700㎡×2台と試算した県企業庁の試算根拠を示すものであり、事業者提案を規定するものではありません。 脱水機の能力（ろ布面積、短時間型・長時間型などの形式）、台数（複数台を指定しているため、単機を除く）、運転スケジュールは事業者の提案によります。
117	実施方針	20	4	4.2	4.2.4	1)			発電出力3000kWは使用端での出力と考えれば宜しいでしょうか。（補機などにより発電出力は目減りしますので発電端1000kWではクリアできません）	No.78のとおりです。
118	実施方針	20	4	4.2	4.2.4	1)			常用発電に関して定格発電出力が3000kW以上と記載されているが発電機の発電端での値と解釈してよろしいでしょうか。	No.78のとおりです。
119	実施方針	20	4	4.2	4.2.4	1)			発電出力は3000kWの指定で、それ以上の出力は評価されないでしょうか。（構内消費電力が大きい場合、発電出力が大きければ太陽光発電量の減少を抑えられます。）	「以上」と規定したのは、メーカーラインナップからの機種選定を前提にしているため、3,000kW丁度でなくてよいとの意です。ただし、逆流はできませんので、発電出力は自ずと制限されます。
120	実施方針	20	4	4.2	4.2.4	2)			「…浄水場の運営を再開できること。」とありますが、浄水場の運営とは導水ポンプ2台の運転を行うことと同義であるとの理解で宜しいでしょうか。	導水ポンプ2台と浄水場のベース負荷の合計になります。ベース負荷とは、通常稼働しない全負荷運転でなくてよいとの意です。
121	実施方針	20	4	4.2	4.2.4	2) 3)			ブラックアウト対策として常用発電予備機を用いることは認められますでしょうか。	当該予備機のメンテナンス時に対応が可能であれば認めます。
122	実施方針	20	4	4.2	4.2.4	3)			「…予備機を備えること。」とありますが、予備機の台数については事業者提案という理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
123	実施方針	20	4	4.2	4.2.5	1)			最大発電出力2,500kW以上は使用端での出力と考えれば宜しいでしょうか。（パワコンにより発電出力は目減りしますので発電端2500kWではクリアできません）	公称値（カタログ値）です。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈実施方針〉

質問 No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	対応 頁	対応箇所						質問	回答
			1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) i) 等	i) ii) 等		
124	実施方針	20	4	4.2	4.2.5	1)			太陽光発電設備に関して最大発電出力2500kWは発電端での値と解釈してよろしいでしょうか。	No.123の通りです。
125	実施方針	20	4	4.2	4.2.5	2)			少なくとも現時点で、必要な電力につき電力会社側の受入容量があることを、県企業庁殿のほうで確認済みか否か、ご教示下さい。	県企業庁で行った接続検討申込に対する回答書を閲覧してください。閲覧方法は別途示します。
126	実施方針	20	4	4.2	4.2.5	3)			「・・・出力低下が少ないこと。」とありますが、提案時において具体的な性能値の提示は必要でしょうか。	提示を求める予定です。
127	実施方針	20	4	4.2	4.2.5	3)			「経年劣化による出力低下が少ないこと。」とありますが、どの程度の劣化でしょうか。具体的な数値がありましたらご教示ください。また、要求水準を満たしていれば、太陽光アレイメーカーは国内外を含め制約はないと理解してよろしいでしょうか。	劣化の水準についての数値はありません。製造国についての規定はありませんが、メンテナンス体制は評価の対象となります。
128	実施方針	20	4	4.2	4.2.5	4)			「廃棄物として処理に問題がない」とは具体的に何でしょうか。	将来、企業庁が太陽光アレイを産業廃棄物として処分するため、現行法を前提として、「現時点において産業廃棄物として処分する場合に特段の問題がないこと」を要求しています。具体的には、要求水準書（案）にて製品の成分表の提示等を規定しています。
129	実施方針	20	4	4.2	4.2.5	4)			廃棄物処分の問題がなければ、国産品、輸入品等の製品採用に制限はありませんか。	製造国には、No.127のとおりです。
130	実施方針	20	4	4.2	4.2.5				「1）最大出力2．5MW以上の発電能力を有すること。」とありますが、どのような条件下での出力と考えればよろしいでしょうか。又、公平性・透明性の確保の上からも、太陽光発電設備の設計条件としての、【日射量】【日照時間】を明示ください。	日本国における定格出力となります。
131	実施方針	20	4	4.2	4.2.5				10KW以上の太陽光発電設備を設置して余剰売電を行う際に、併設する自家発電設備等からの電力が系統に流れるような構造になっている場合、太陽光発電による電気の量を正確に計量することができないことの事由によりFITの設備認定を受けることができない場合がありますが、本件で関係機関への事前確認を行っておられましたら、認定されるための要件等についてご教示ください。	No.125の通りです。
132	実施方針	20	4	4.3					参考として他浄水場において脱水ケーキを加工（乾燥、破砕、造粒、袋詰め等）している設備の仕様詳細を開示いただけませんか？	県企業庁においては、脱水機に付随する破砕機のみがあります。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

<実施方針>

質問 No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	対応 頁	対応箇所						質問	回答
			1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
133	実施方針	20	4	4.3					脱水ケーキを加工（乾燥、破砕、造粒、袋詰め等）する業務を、協力会社以外に再委託することは可能でしょうか？	民間企業間の契約として、構いません。
134	実施方針	20	4	4.4					各浄水場の敷地境界にて、騒音規制値等は現状規制値以下と考え宜しいですか。もし現況測定結果にて、規制値オーバーの場合は、別途見積範囲外で協議で宜しいでしょうか。	法令等の規定に従い、定期的に騒音、振動を測定しておりますが、既設については問題ありません。また、仮に既設で問題が発生した場合は、県企業庁で必要な措置を講じるため、事業者と協議する予定はありません。事業者は、新設施設についてのみ、責任があります。
135	実施方針	21	6	6.2					6.2.1～6.2.3のそれぞれについて、事業者又は県企業庁殿に帰責事由がある場合、それぞれについて、違約金ないし損害賠償の定めは予定されていますか。	契約書（案）においてご提示します。
136	実施方針	22	6	6.3					「県企業庁は、事業者に対し資金供給を行う融資機関と協議を行い」とありますが、融資機関からの資金調達は必ず必要となるのでしょうか。	融資機関からの資金調達は必須ではありませんが、融資機関によるモニタリングと同等以上のモニタリング機能を有することを求めます。なお、用語の定義の「事業者」にあるように、特別目的会社を設立することが前提になります。
137	実施方針	22	7	7.2					事業者は国庫補助の申請及び検査業務に協力することとありますが、「協力」とは具体的にどのようなことを想定されていますか。	補助金に関する申請書及び報告書の作成支援、並びに検査受検業務支援です（類似質問No.12）
138	実施方針	22	7	7.2					一時支払金は、国庫補助対象分の国庫補助金と企業庁支出分を併せて支払いますか。それとも国庫補助金相当分だけの支払いですか。	No.5の通りです。
139	実施方針	22	7	7.2					県企業庁で想定されている国庫補助金の種類をご教示ください。また、申請業務、検査業務等への協力とは具体的に何を示すのかご教示願います。	水道に関する補助金：厚生労働省水道水源開発等施設整備費（犬山浄水場の常用発電施設及び尾張西部浄水場の排水処理施設（水道分）の建設費、補助率1/3） 工業用水に関する補助金：経済産業省工業用水道事業費（尾張西部浄水場の排水処理施設（工水分）の建設費、補助率26.25%） 後段については、No.137の通りです。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈実施方針〉

質問 No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	対応 頁	対応箇所						質問	回答
			1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
140	実施方針	22	7	7.2					BT0方式であるため、建設費についても事業期間全体での割賦払いとなると思います。 一方、補助が適用された場合には、一時支払いが発生するため総額が異なると考えます。 そのため現時点で想定している補助項目と、その費目に対する補助金額とその時期についてご教示願います。	建設費についてはご理解の通り、事業期間全体での割賦払いを予定しています。 補助項目等については、No.139の通りです。補助金の支払い時期は、建設期間の2か年（各年度、出来高支払の単年度補助金申請）であり、金額は、事業提案書に記載された額×補助金交付要綱に規定する補助率となる予定です。
141	実施方針	22	7	7.2					「本事業の一部施設は国庫補助金の補助対象」とありますが、「一部施設」の詳細（補助金の対象となる施設）、「国庫補助金」の名称、補助率（当該施設の整備費のうち、何割が補助対象となるか）についてご教示下さい。	No.139の通りです。
142	実施方針	22 39	7 資料 5	7.2 5-2					7.2には「対価の一部に一時支払金として国庫補助相当額を充てる場合があります。」とあり、5-2には「補助金相当額を当該年度に一時支払金として事業者に支払います。」とあります。国庫補助金については、一時支払金として事業者に支払うものと考えて宜しいでしょうか。又、一時金の支払い時期はどのように設定していますでしょうか。	No.138、140の通りです。
143	実施方針	32	資料 1	※1					一定の割合までは事業者が負担するとありますが、その割合を具体的にご教示願います。	入札説明書等においてご提示します。
144	実施方針	33	資料 1						「*1 原則、県企業等負担とし、一定の割合までは事業者が負担する」とありますが、割合はどのように設定されるのでしょうか。	入札説明書等においてご提示します。
145	実施方針	32	資料 1	No.1					「入札説明書等」に限らず、「実施方針等」の誤りや内容の変更についても、同様にリスク分担されるという理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等と実施方針等に相違のある場合は、入札説明書等に規定する内容を優先するものとします。入札説明書にその旨お示しいたします。
146	実施方針	32	資料 1	No. 6, 7					「法制度」の変更と記載されていますが、「法令等」の変更と読み替えて宜しいでしょうか。もし、「法制度」の変更を「法令等」の変更とは別の意味で使用されている場合には、ご趣旨をご教示下さい。	ご理解の通りです。
147	実施方針	32	資料 1	No. 6, 7					法制度リスクにおいて「本事業に直接関係する法制度」とは、具体的にどのようなものが該当しますでしょうか。また、「広く一般的に適用される法制度」とはどのようなものが該当するかご教示願います。	前段については、本事業に典型的又は特別に影響を与える法制度で、排水処理施設及び発電施設のサービスを提供する施設の運営・維持管理業務支援その他に関する事項を規定することを目的とした法令を指します。 後段については、「本事業に直接関係する法制度」以外の法制度をいいます。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈実施方針〉

質問 No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	対応 頁	対応箇所						質問	回答
			1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
148	実施方針	32	資料 1	No. 12 、 13					住民対応リスクにおいて過去、あるいは現時点で各浄水場運営（脱水ケーキの再生利用業務も含む）にて住民とのトラブルについて情報があればご教示願います。	トラブルが発生したことはありません。
149	実施方針	32	資料 1	No. 14					共通／環境問題リスクにおいて、県企業庁殿からの排泥に有害物質が含まれる場合は、事業者が責を負うことはないという認識で宜しいでしょうか。	有害物質の定義の議論はありますが、事業者の帰責事由による場合を除き、ご理解の通りです。
150	実施方針	32	資料 1	No. 14					現在及び今後、各浄水場の浄水運営業務に関して、地域住民等との間で約定している（今後約定する予定）すべての環境協定等について、協定内容・有効期限・協定相手方当事者等の情報を開示願います。	協定はありません。
151	実施方針	32	資料 1	No. 15					事業者の主負担とされていますが、事業者が負担するのは、事故等のうち事業者に帰責事由のあるものであると理解しておりますが、宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。なお不可抗力により第三者賠償を要する場合については、別途No. 22の適用がありえます。
152	実施方針	32	資料 1	No. 22					通常予見可能な範囲を超えるリスクに対して、事業者が負担する一定の割合はどの程度ですか。	入札説明書等においてご提示します。
153	実施方針	32	-	-	-	-	-	-	共通の不可抗力リスク（No. 22）について、「原則、県企業等負担とし、一定の割合までは事業者が負担する。」とありますが、事業者の負担内容の詳細についてご教示ください。	No. 152の通りです。
154	実施方針	32	資料 1	No. 22					「不可抗力リスク（通常予見可能な範囲を超えるもの）」は事業者では予見できない為、分担者は県企業庁様としていただきたいと考えますが、一部事業者負担と言うことであれば、割合を明示願います。明示が無い場合、提案時に当該リスク費を適正に算出しCFに反映することが難しくなります。	No. 152の通りです。
155	実施方針	32	資料 1	No. 22					事業者が負う不可抗力リスクの一定割合は、入札公告時に公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
156	実施方針	32	資料 1	No. 22					原水水質の変動によるリスクも本項に含まれるとの理解でよろしいでしょうか（放射性物質混入等）。	ご理解の通りです。
157	実施方針	32	資料 1	No. 23					金利リスクの分担が県企業庁殿および事業者共に主負担となっておりますが、その負担割合をご教示ください。	割賦支払金に係る基準金利について、実施方針の資料5に基づき決定・改定するまでの金利変動リスクは県企業庁負担、その後の変動リスクは事業者負担とする考えです。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈実施方針〉

質問 No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	対応 頁	対応箇所						質問	回答
			1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
158	実施方針	32	資料 1	No. 24					県企業庁殿と事業者の両方に「○：主分担」のリスク分担の考え方について、ご教示下さい。①サービス購入料は物価変動にともない改定されることから、県企業庁が主負担となるのではないのでしょうか。②物価が著しく変動した場合は、不可抗力に該当するとの理解で宜しいのでしょうか。	①については、物価変動が入札説明書等で予め規定した変動以下の場合は、サービス購入料の改定は行わず、当該変動分は事業者負担とする考えです。 ②については、不可抗力に該当せず、原案の通りとします。
159	実施方針	32	資料 1	No. 24					物価変動のリスクが県企業庁及び事業者ともに主分担となっていますが、対象となる項目および指数は、入札説明書で明確に表記されるのでしょうか。	入札説明書等においてご提示します。
160	実施方針	32	資料 1	No. 25					本事業実施に際し、県企業庁殿にて行った測量・調査はどのような項目があるか御教示下さい。	閲覧資料に収録の通りです。
161	実施方針	32	資料 1	No. 28					「事業者の提案内容、指示、判断の不備によるもの」とありますが、これが「入札説明書等の誤り、内容の変更」または「要求水準書の提示条件の不備、変更」に起因する場合には、このNo. 28ではなく、No. 1又はNo. 27が適用され则认为しますが、ご確認下さい。	ご理解の通りです。
162	実施方針	32	資料 1						県企業庁殿の責めにより、LNGの供給が停止し、常用発電の運転停止および発電停止に伴う脱水設備の能力低下となる場合、要求水準未達の対象外と理解して宜しいのでしょうか。	事業者がLNG貯留等に関する要求水準を満たしている前提の場合は、ご理解の通りです。
163	実施方針	33	資料 1	No. 31					電力供給契約の締結、FIT制度活用のための系統連係のための電力会社による工事、当該工事の施工契約の締結、LNG供給契約の締結等の遅延により、本事業の建設業務や維持管理運転業務に遅滞や損害が生じた場合には、県企業庁殿にてリスク負担いただけると理解しますが宜しいのでしょうか。	事業者は、電力会社及びLNG供給会社との調整を十分に行って下さい。事業者が努力を尽くしても、遅延や損害が生じた場合は、県企業庁が負担する考えです。
164	実施方針	33	資料 1	No. 31					県企業庁殿が直営で実施される犬山浄水場の既設設備の改造工事に遅滞や不備が生じ、これにより本事業につき遅滞や損害が生じた場合には、県企業庁殿にてリスク負担いただける旨、ご確認をお願いいたします。	入札説明書等においてご提示します。
165	実施方針	33	資料 1	No. 34					系統連係のための工事負担金の支払いを電力会社から要請された場合には、その全額につき県企業庁殿にてご負担いただけると理解しますが、ご確認をお願いいたします。	事業者提案の改造内容にもよりますが、合理的な範囲で県企業庁が負担します。合理的については、No.11の通りです。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈実施方針〉

質問 No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	対応頁	対応箇所						質問	回答
			1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
166	実施方針	33	資料 1	No. 34					電力会社側の容量不足による接続拒否や、容量に関する追加工事・費用等の要請については、県企業庁にてリスク分担いただける旨、ご確認をお願いいたします。	合理的に想定されない増加費用であって、事業者と県企業庁のいずれにも帰責事由がない場合は、県企業庁が合理的な範囲で負担します。なお、当庁で行った接続検討申込の結果についてはNo.13のとおりです。
167	実施方針	33	資料 1	No. 35					「35 上記以外の要因による工事費の増大」について、事業者の主負担とされていますが、事業者が費用を負担するのは、事業者に帰責事由のある場合であり、それ以外の場合（不可抗力による場合等）は含まないものと理解しておりますが宜しいでしょうか。	不可抗力による場合は、不可抗力のリスク分担により県企業庁及び事業者で負担します。詳細は、入札説明書等の公表時にご提示します。不可抗力以外で事業者と県企業庁のいずれにも帰責事由がない場合は、県企業庁が合理的な範囲で負担します。
168	実施方針	33	資料 1	No. 37					「事業者の提案内容、指示、判断の不備によるもの」とありますが、これが「入札説明書等の誤り、内容の変更」または「要求水準書の提示条件の不備、変更」に起因する場合には、このNo. 37ではなく、No. 1又はNo. 36が適用されると考えますが、ご確認下さい。	ご理解の通りです。
169	実施方針	33	資料 1	No. 42					汚泥量の変動に起因する運営費の増大・減少について、事業者リスク分担が「従分担」となっておりますが、実際に発生した汚泥量×単価にて算出されるサービス対価の変動費部分の範囲において、事業者が当該リスクを負担しているためとの理解で宜しいでしょうか。	変動費部分は県企業庁がそのリスクを負担し、固定費部分を事業者が負担する考えです。
170	実施方針	33	資料 1	No. 42					汚泥量の変動に起因する運営費の増大・減少について、予め想定する一定の汚泥量の範囲内にて事業者は当該リスクを負担するという理解で宜しいでしょうか。また、汚泥量が想定する一定の範囲を超えた場合、当該リスクは貴県負担との理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等においてご提示します。
171	実施方針	33	資料 1						運営維持管理業務等の需要変動リスク（No. 22）の運営リスク汚泥の質に起因する運営費の増大・減少について、ここで言う「汚泥」とは、排泥池に流入した浄水汚泥との理解でよろしいでしょうか。また、（No. 23）の「汚泥の質」に関して具体的な指標があればお示し願います。	前段について、汚泥とは、ご理解の通りで排泥池及び濃縮槽の浄水汚泥です。 後段については、原水濁度の上昇、活性炭の注入等が挙げられます。
172	要求水準書（案） 実施方針	33	資料 1						汚泥の質に起因する運営費の増大・減少について、ここで言う「汚泥」とは、排泥池に流入した浄水汚泥との理解でよろしいでしょうか。また「汚泥の質」に関して具体的な指標があればお示し願います。	前段について、汚泥とは、ご理解の通りで排泥池及び濃縮槽の浄水汚泥です。 後段については、特に指標はありません。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈実施方針〉

質問 No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	対応 頁	対応箇所						質問	回答
			1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) イ) 等	i) ii) 等		
173	実施方針	33	資料 1	No. 43					汚泥質の変動に起因する運営費の増大・減少について、予め想定する一定の汚泥質の範囲内にて事業者は当該リスクを負担するという理解で宜しいでしょうか。また、汚泥質が想定する一定の範囲を超えた場合、当該リスクは貴県負担との理解で宜しいでしょうか。	不可抗力による場合は、不可抗力のリスク分担により県企業庁及び事業者で負担します。その他、想定しがたい汚泥の質的变化が起きた場合は、関係者協議会によりその対応方法について協議及び調整する予定です。詳細については、入札説明書等においてご提示する予定です。
174	実施方針	33	資料 1	No. 43					原子力発電所の事故等（既に発生した事故を含む。）により、発生汚泥の放射性物質の含有濃度が増加した場合については、県企業庁殿にリスク負担いただけるという理解でよいか、ご確認下さい。	現時点で想定していません。不可抗力による場合は、不可抗力のリスク分担により県企業庁及び事業者で負担します。その他、想定外のリスクについては、発生した時点で関係者協議会によりその対応方法について協議及び調整する予定です。詳細については、入札説明書等においてご提示する予定です。
175	実施方針	33	資料 1	No. 44					原水の量の変動については、事業者には何ら帰責性がないため、事業者はリスク負担すべきでないと考えます。△が付いている理由をご教示下さい。	基本的に、建設計画の見直し等により排水処理施設の増設が必要になった場合は、本PFI事業とは別に、県企業庁が必要な措置を講じるため、事業者には責がなく、ご理解の通りです。 ただし、排水処理施設の設計は、自然変動の大きな濁度等を前提にしていることから、通常年においては、ある程度の余裕を当然にして含んでいることから、PFI事業の施設能力の範囲内においては、事業者に対しても一定の協力を求めます。
176	実施方針	33	資料 1	No. 45					事業者の責に起因しない出力抑制については、県企業庁殿にてリスク負担いただけると理解しますが、ご確認お願いいたします。	事業者の責に起因しない（＝適切な維持管理・運営が行われている）出力抑制につきましては、ご理解のとおりです。
177	実施方針	33	資料 1						需要変動リスクにおいて「主分担」と「従分担」の内容をご教示願います。	入札説明書等においてご提示します。
178	実施方針	33	資料 1						再生利用市場の消失リスク（資料6-3-3に詳述）は県企業庁が担うものと考えてよいでしょうか？	その時点で事業者と県企業庁で協議することを予定しています。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈実施方針〉

質問 No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	対応 頁	対応箇所						質問	回答
			1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
179	実施方針	33	資料 1	No. 55					受入汚泥の質に起因する脱水ケーキの品質の低下リスクは、貴県が保有するものとの理解でよろしいでしょうか。	原水及び浄水処理に由来するもの等、事業者の責によらない受入汚泥の質の低下に起因するリスクは、県企業が負います。
180	実施方針	33	資料 1	No. 55					原子力発電所の事故等（既に発生した事故を含む。）により、脱水ケーキの放射性物質の含有濃度が増加した場合については、県企業庁殿にリスク負担いただけるという理解でよいか、ご確認下さい。	No.174の通りです。
181	実施方針	33	資料 1	No. 55					N055について、原水水質に起因する（重金属等）脱水ケーキの品質低下については貴県にて負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	帰責事由によりますが、例えば、県企業庁に責があるケースとして、企業庁管理の浄水場内施設から薬品・油が流出したことにより、生じるリスクが想定され、その場合は県企業庁が負担します。また、県企業庁・事業者いずれの責にもよらない場合であつて、かつ、不可抗力によるものでもない場合には、合理的な範囲で県企業庁が負担します。なお、不可抗力による場合は、不可抗力のリスク分担により県企業庁及び事業者で負担します。
182	実施方針	34	資料 2	2-1					【要求水準書（案）】では、「運転支援業務とは、県企業庁が所管する排水処理設備について、事業者が日常点検を含む運転管理だけを行う業務である。」となっておりますが、施設設備の健全度に関する調査資料は、閲覧可能でしょうか。また、運転支援業務開始時における施設の健全度などはどのように確認するか、その方法をご教示ください。	運転支援業務に関する施設の一切の修繕、点検業務は企業庁が継続して実施するため、資料を公表する必要はないと考えます。
183	実施方針	34							事業提案書作成につき、事業所作成期間において関係資料のほかに既設資料をご提供頂くことは可能でしょうか。	既設に関する資料の閲覧希望については、別途のとおりです。
184	実施方針	35	資料 2	2-1					地中埋設物の有無を確認できる資料があればご提示をお願いします。	既設に関する資料の閲覧希望については、No.183の通りです。（尾張西部）脱水機棟新設予定地に埋設物はありません。汚泥ポンプ棟配管図は、別添184-Bのとおりです。
185	実施方針	35	資料 2	2-1					添付CDR添付1に犬山浄水場TS測量CADデータとありますが、尾張西部浄水場についても測量データをご提示いただけますようお願いいたします。	（尾張西部）TS測量データはありません。既存の浄水場平面図等については、No.183のとおりです。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈実施方針〉

質問 No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	対応 頁	対応箇所						質問	回答
			1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
186	実施方針	37							LNG料金の支払いは貴県との記載ですが、事業者が管理するLNGサテライトまでの運搬費も含んでいるとの理解でよろしいでしょうか。また、事業者はLNGサテライトへの受入れ確認以降が事業範囲となり、事業者からのLNGの発注依頼は貴県へ行うとの理解でよろしいでしょうか。	運搬費も含めて、LNGの調達に関する費用は県企業庁がLNG供給会社に直接支払います。 LNGの発注依頼については、要求水準書案を改定し規定します。
187	実施方針	38	資料 5	5-1	図表 5-1				開業等準備に要する初期投資費用は、設計・建設業務に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。また支払いは割賦にての支払いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
188	実施方針	38	資料 5	5-1	図表 5-1				開業等準備には、特別目的会社の設立費用、融資手数料、弁護士費用、契約にかかる費用やこれらに類する費用も含めることができるかと理解して宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
189	実施方針	38	資料 5						各設備および建屋の建設に必要となる地盤改良、造成など土木工事は、本事業に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
190	実施方針	39	資料 5	5-2					「補助金相当額を当該年度に一時支払金として事業者に支払います」とありますが、SPCへの支払時期（支払年月の想定）についてご教示下さい。（一時支払金は、排水処理施設及び発電施設の設計・建設期間中の出来高に応じて支払われるのではなく、施設の完成・引渡後に一括して支払われるとの理解でよろしいでしょうか。）	補助金事業は単年度執行のため、各年度末に出来高を確認（検査）した後に支払います。
191	実施方針	39	資料 5	5-2					国庫補助金の相当額を一時支払金として事業者を支払われるとありますが、具体的な補助金交付額の確定時期及び一時支払金額の確定時期につき、ご教示願います。	補助金事業完了後（各年度末）に実施予定の補助金に関する額の確定通知の後になります（参照No.5、190）。
192	実施方針	39	資料 5	5-2					出来高支払いは可能ですか。可能であればどの程度の按分を考えていますか。	一時支払金は、出来高払いとなります。1年目、2年目の割合は、事業提案書によります。
193	実施方針	22 39	7 資料 5	7.2 5-2					今回の補助金の種類と、対象となる機器等及び補助率について明示いただけますでしょうか。	No.139の通りです。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈実施方針〉

質問 No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	対応 頁	対応箇所						質問	回答
			1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) イ) 等	i) ii) 等		
194	実施方針	39	資料 5	5-2					割賦支払部分について事業者は民間金融機関よりプロジェクトファイナンスによる資金調達を行うこととなると思いますが、 ①一時支払金（補助金額）は事業契約締結までに決定されるのでしょうか。 ②一時支払金（補助金額）が融資契約締結後に確定した場合、ブレイクファンディングコスト等が発生する可能性があります。仮に当該コストが発生した場合、合理的な金融費用として貴県にて御負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No.5の通り、補助金の交付決定を待たずに、一時支払金の額は事業者の提案により確定します。
195	実施方針	39	資料 5	5-2	5-2-1	5-2-1-1			割賦支払部分につき事業者は民間金融機関よりプロジェクトファイナンスによる調達を行うかと存じますが、一時支払金額が融資契約締結後に確定した場合、ブレイクファンディングコスト等が発生する可能性がございます。仮に当該コストが発生した場合、合理的な金融費用として県企業庁殿にてご負担いただくとの理解で宜しいでしょうか。	No.194の通りです。
196	実施方針	39	資料 5	5-2	5-2-1	5-2-1-2			「割賦支払金を年四回支払う」とありますが、初回の支払時期及び初回以降の支払月をご教示下さい。	支払い手続きは平成29年7月、以降は10月、翌1月、4月を想定していますが、事業者から請求書が提出された後30日以内に支払うこととしているので、1月程度遅れることがあります。
197	実施方針	40	資料 5	5-2	5-2-1	5-2-1-3			提案書提出に係る基準金利の基準日をご教示下さい。	入札説明書等においてご提示します。
198	実施方針	40	資料 5	5-3	5-3-1				「変動費は9時～17時以外の運転の運転時間に応じた金額」とありますが、正しくは、「変動費は9時～17時以外の発電量（kWh）に応じた金額」との理解で宜しいでしょうか。 [発電機の選定にあたり、幅広い事業者提案を求めるためのご提案です]	9～17時以外は、契約電力量を超えないよう必要最低限の発電を想定しているため、発電量kWhではなく、運転時間とする予定です。
199	実施方針	40	資料 5	5-3	5-3-1				実施方針P6 1.1.8 2)では「常用発電及び太陽光発電においては、事業者が要求水準を上回った場合は・・・支払い対価を増額し」とあります。本項目では触れられていませんが、要求水準に対する支払対価の増減について具体的に示してください。	入札説明書等においてご提示します。
200	実施方針	40	資料 5	5-3	5-3-1				固定費と変動費の内容は県企業庁殿により指定されるとの理解でよろしいでしょうか。	No.37の通りです。
201	実施方針	40	資料 5	5-3	5-3-1				「排水処理施設の運営・維持管理業務に係る対価は、汚泥量によらず一定となる固定費と、汚泥量の増減と連動する変動費からなる」とありますが、具体的な費目について開示いただくことを要望致します。	No.37の通りです。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈実施方針〉

質問 No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	対応 頁	対応箇所						質問	回答
			1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
202	実施方針 資料5	40	資料 5	5-3	5-3-1				排水処理施設及び発電施設の運営・維持権利業務に係る対価のうち、固定費は「一定」とありますが、運営・維持管理期間（平成29年4月1日～平成49年3月）にわたり、平準化（毎支払期同額）して支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
203	実施方針	40	資料 5	5-3	5-3-1				固定費は事業期間を通して平準化して支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 202の通りです。
204	実施方針	40	資料 5	5-3	5-3-1				太陽光発電設備の運営・維持管理業務に係る対価に、FIT余剰売りに関する対価はどの様に組み入れられるのでしょうか。	入札説明書等で提示します。
205	実施方針	40	資料 5	5-3	5-3-1				「また、非常時における発電については、発電に要した費用を県企業庁が支払うことから、事業者は発電に要した費用を証明することとします」とありますが、具体的な証明方法をご教示願います。	詳細については、追ってご提示します。
206	実施方針	40	資料 5	5-3	5-3-1				太陽光発電設備の運営・維持管理に係る対価について、FITに基づく余剰売りの量により変わるものと考えます。事業性を評価するためには、対価は重要な数値となりますので、太陽光発電設備の発電量及びFITに基づく余剰売りの電力量をどのくらいとお考えかご教示ください。	詳細については、追ってご提示します。
207	実施方針	41	資料 5	5-3	5-3-1	5- 3- 1-2			「…物価変動に基づき改定する」とありますが、毎年度ごとに見直しを行うものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
208	実施方針	41	資料 5	5-3	5-3-1	5- 3- 1-2			運営・維持管理業務に係る対価において「物価変動に基づき改定する」とありますが、改定の頻度についてご教示願います。	No. 207の通りです。
209	実施方針	41	資料 5	5-3	5-3-1	5- 3- 1-3	5- 3- 1- 3-1		県企業庁殿から事業者に分電される電力使用料の単価はいくらでしょうか。	前年度における浄水場の支払実績から算出した円/kWhに事業者が使用した電力量kWhを乗じた額とする予定です。
210	実施方針	41	資料 5	5-3	5-3-1	5- 3- 1-3	5- 3- 1-		脱水機やコージェネを稼働させるための電力については、使用料に含むと考えて良いでしょうか。	ご理解の通りです。
211	実施方針	41	資料 5	5-3	5-3-1	5- 3- 1-1			初回の支払月は、平成29年の何月を想定されているかご教示下さい。	初回の支払い手続きは、平成29年7月を想定していますが、事業者から請求書が提出された後30日以内に支払います。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈実施方針〉

質問 No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	対応 頁	対応箇所							質問	回答
			1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等			
212	実施方針	41	資料 5	5-3	5-3-1	5- 3- 1-3	5- 3- 1- 1-			メガソーラーとは別に発電システムを設置して、電力の一部を賄うことは可能でしょうか。	特に規定しません。
213	実施方針	41	資料 5	5-3	5-3-1	5- 3- 1-3	5- 3- 1- 3-2			県企業庁殿が調達するLNGはブラックアウト対策には使用でき、その費用も県企業庁殿負担と考えますが宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
214	実施方針	41	資料 5	5-3	5-3-1	5- 3- 1-3	5- 3- 1- 3-3			浄水場合併処理槽への接続も設計によっては認めますとありますが、計画立案のため、既設浄化槽の位置、構造、仕様をご提示願います。	（犬山）管理本館が分離接触ばっ気方式の50人槽。排水処理棟が分離接触ばっ気方式の5人槽です。雨水管を経由し、河川に放流されます。位置と構造は、添付図214-Aのとおりです。（尾張西部）別添214-B1、214-B2、217のとおりです。
215	実施方針	41	資料 5	5-3	5-3-1	5- 3- 1-3	5- 3- 1- 1-			犬山および尾張西部浄水場の現状の浄水場合併処理槽の規模をご教示願います。	No. 214、217の通りです。
216	実施方針	41	資料 5	5-3	5-3-1	5- 3- 1-3	5- 3- 1- 3-3			「…大量に上水を使用する場合等…」との記載がありますが、「大量」の具体的な定義をご教示下さい。	実施方針に例示のとおり、過剰なパネル冷却等を想定しています。
217	実施方針	41	資料 5	5-3	5-3-1	5- 3- 1-3	5- 3- 1- 3-3			「～浄水場合併処理槽の維持管理費は人数割りで事業者も負担することとし～」とありますが、運営費用の積算に必要なため、人数（貴県側）及び現在の合併処理槽の年間の維持管理費を御教示ください。	現状については、次のとおりです。 （犬山）本館：運転管理委託業務11人＋日勤職員7人＋事務補助1人、排水処理棟：運転管理業務2人 （尾張西部）本館：職員18人＋事務補助1人、排水処理棟：運転管理業務2人＋業務補助2人 （共通）維持管理費については、別添217のとおりです。
218	実施方針	41	資料 5	5-3	5-3-1	5- 3- 1-3	5- 3- 1- 3-3			「浄水場合併浄化槽の維持管理費は人数割りで事業者も負担・・・」とありますが、人数割りの具体的な考え方を教示願います。	No. 217の通りです。
219	実施方針	41	資料 5	5-3	5-3-1	5- 3- 1-3	5- 3- 1- 1-			脱水機のろ布洗浄水は無償支給でしょうか。	合理的な範囲で、ご理解の通りですが、著しく大量の洗浄水を要する場合は、浄水処理への影響を考慮し、その設計を認めない場合もあります。
220	実施方針	43	資料 6	6-1	6-1-2					有価利用の定義は、脱水機キー販売価格に有価利用先までの運搬費を加算した金額を有価利用先が負担するものと考えますが、宜しいでしょうか？	県内は、行政指導によりご理解の通りです。県外へ運搬する場合は、運搬先の地域の行政指導に従ってください。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈実施方針〉

質問 N o	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	対応 頁	対応箇所						質問	回答
			1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) イ) 等	i) ii) 等		
221	実施方針	43	資料 6	6-1	6-1-2				「園芸土等」の定義について、ご教示願います。又、現況で企業庁様が取引されている取引先様がありましたら、ご明示いただく事は可能でしょうか。企業庁様で取引されている取引先様がある場合、事業者がその取引先様を引継げるものと考えて宜しいでしょうか。	有価利用とは、脱水ケーキを有価で販売することをいい、販売先への納品は園芸用土に限りません。県企業庁の実績では園芸用土が大半であることから、「園芸用土等」と例示しました。県企業庁の取引先は、閲覧資料別紙9.1に示した通りです。県企業庁は、運営・維持管理業務の引き継ぎ業務の中で、現在の取引先をPFI事業者を紹介することを予定していますが、PFI事業の運営・維持管理業務の開始後における取引先の新規開拓については、事業者が行うこととしてください。
222	実施方針	43	資料 6	6-2	6-2-1				「浄水場で発生する脱水ケーキの有価利用可能量を提案すること」とありますが、2浄水場合計値を担保するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
223	実施方針	43	資料 6	6-2	6-2-1				脱水ケーキ発生量が有価利用可能量を上回った場合、上回った分の脱水ケーキについては非有価利用として利用されると認識して宜しいでしょうか。また、この非有価利用分の排出事業者をご教示願います。	前段については、上回った場合は、事業者が実際に有価利用を行ったか、否かに関わらず、処分費用相当額を県企業庁がサービス対価に上乘せします。また、実際に非有価利用が生じた場合は、提案量を上回るか、否かに関わらず、事業者が排出事業者となります。
224	実施方針	43	資料 6	6-2	6-2-1				本算出時に使用した発生土の含水率をご教示ください。（6-2-2脱水ケーキ処理単価算出時も同様）	添付資料 別紙6,8参照、閲覧資料 別紙1,2参照下さい。
225	実施方針	43	資料 6	6-2	6-2-2				脱水ケーキ処理単価の上限（39,900円/t-ds）をH22～H24の実績とされておりますが、この場合の処理方法や利用用途をご教示願います。	閲覧資料9.1にt-wetの実績があります。処分契約については別添資料225のとおりです。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈実施方針〉

質問 No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	対応 頁	対応箇所						質問	回答
			1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) イ) 等	i) ii) 等		
226	実施方針	43							事業者が脱水ケーキの運搬費を負担して、脱水ケーキを販売することは有価利用と理解してよろしいでしょうか。	No.220の通りです。
227	実施方針	44	資料 6	6-2	6-2-3				有価利用する場合、取引先様は安定した脱水ケーキ量を求めるものと考えられます。有価利用量が減った場合に取引先様からペナルティを求められる可能性もあるかと考えられますが、その場合の企業庁様のお考えをお聞かせください。	脱水ケーキの発生量は、河川水の濁度等の性状に依存するところが大きいので、毎年、一定にすることはできないと考えますが、県企業庁はこれまで取引先にペナルティーを支払うことなく、有価利用を行っているため、本事業においてペナルティー費用を県企業庁が負担する条項を設けることは考えておりません。
228	実施方針	46	資料 6	6-3	6-3-3				再生利用市場の消失リスクは県企業庁が担うものと考えてよいでしょうか？	No. 178の通りです。
229	実施方針	46	資料 6	6-4	6-4-1				本PFIは実施方針P3 1.1.5 2)によりBTO方式とあります。県企業庁殿から事業者への脱水ケーキの所有権の移転とその対価についての考え方をご教示下さい。	先行PFI事業の2事例と異なり、事業者はケーキを県企業庁から購入しません。事業者は、産業廃棄物である浄水汚泥の再生リサイクルを行い、そのリサイクル品である脱水ケーキの所有権は、事業者に帰属します。詳細は、要求水準書（案）「7」を参照してください。
230	実施方針	47	資料 6	6-4	6-4-2-2				対象とする汚泥は元々、県企業庁殿管理の浄水工程から排出された汚泥であります。従って、非有価利用の場合は、一次排出事業者は県企業庁殿、二次排出事業者はSPC（中間処理業者）との位置付けであり、マニフェスト発行にあたり、一次排出事業者としてのマニフェストは県企業庁殿にて発行して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者は、産業廃棄物である浄水場汚泥の全量リサイクルを企業庁から受託します。リサイクルの結果、得られたリサイクル品である脱水ケーキは、有価物であり、その所有権はすべて事業者に帰属します。ただし、脱水ケーキが販売できずに在庫として積み上がった場合は、事業者が産業廃棄物として（非有価）処分することとなります。
231	実施方針	49	資料 7	7-1	7-1-4-2				「事業者は、建設業法に規定される工事監理者を設置し」とありますが、建築士法第2条第7項に規定されている工事監理のことではないでしょうか。建設業法に規定されているのは、監理技術者の配置かと思えます。P18の2) 工事施工に関するモニタリングに記載の「工事監理者を設置して工事監理を行い」とも関連しますのでご確認をお願いいたします。	ご理解の通りです。訂正します。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈実施方針〉

質問 No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	対応頁	対応箇所						質問	回答
			1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
232	実施方針	51	資料 7	7-2	7-2-1	7-2 -1- 1	図 表 7-2	③	「③汚泥受入停止日数」において、原水の水質異常に伴うPACの過剰注入時等、汚泥の沈降性が悪化した場合、その汚泥の受入にあたっての排泥頻度等の協議は可能と考えますが宜しいでしょうか。	事業者は、強雨による濁度上昇に伴う凝集剤注入率の増等、通常、想定される事象については、受入を停止することなく、又、適切な処理能力を以って、業務を遂行しなければなりません。 ③は、事業者の都合（施設故障、管理要員の都合等）により、受入を停止した場合について定めたものです。
233	実施方針	51	資料 7	7-2	7-2-1	7- 2- 1-2			モニタリングに不合格となって減額もしくは支払停止された対価について、次のモニタリングで当該箇所が合格となった場合、減額もしくは支払停止されていた対価は次の四半期の元の対価と併せて支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	減額した対価は、次の期以降についても支払いません。「支払停止」とあるのは、⑤の行為が確認された場合は、係る業務に対する対価の一切の支払いを一時的に停止し、改善が確認された後に、対価の支払いを再開するとの意です。この場合において、⑤の行為に相当した支払停止になっていた期間の対価は、次の期以降についても支払いしません。
234	実施方針	52	資料 7	7-2	7-2-1	7- 2- 1-3			太陽光設備において、1ヶ月のうち何日間が雨天又は曇りの場合、不可抗力となるのでしょうか。	入札説明書等においてご提示します。
235	実施方針	54	資料 7	7-2	7-2-2	7- 2- 2- 2-1 2-			減額措置実施前には、貴県と事業者間でその対応について協議できるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
236	実施方針	54	資料 7	7-2	7-2-2	7- 2- 2- 2-2 2-			減額措置実施前には、貴県と事業者間でその対応について協議できるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
237	実施方針	56	資料 7	7-2	7-2-2	7- 2- 2- 2-3 2-			減額措置実施前には、貴県と事業者間でその対応について協議できるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
238	実施方針	56	資料 7	7-2	7-2-2	7- 2- 2- 2-4			減額措置実施前には、貴県と事業者間でその対応について協議できるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
239	実施方針	56	資料 7	7-2	7-2-2	7- 2- 2- 2-3 2- 3-1			「3-1-3-2 周辺環境調査等」は「3-1-4-2 周辺環境調査等」でしょうか。また、「3-2-2 設計諸元」は、「3-2-1 設計諸元」でしょうか、ご確認をお願いいたします。	ご指摘の通りです。訂正します。
240	実施方針	57	資料 7	7-2	7-2-2	7- 2- 2- 2-4	②		「協議の上、最終処分場への埋立が認められない場合、事業者は、再生利用を行うものとします。」と記載されていますが、たとえば放射性物質の増加により再生利用が行えない等の場合には、最終処分場での埋立すら行えないときは、県企業庁殿がその責任・費用にてこれを保管・処分等いただけるとの理解でよいか、ご確認下さい。	No.174の通りです。なお、これまでの県企業庁の自主検査において、東日本大震災の影響はありませんので、申し添えます。
241	実施方針	57	資料 7	7-2	7-2-2	7- 2- 2- 2-5 2-			減額措置実施前には、貴県と事業者間でその対応について協議できるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈実施方針〉

質問 No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	対応頁	対応箇所						質問	回答
			1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
242	実施方針	58	資料 7	7-2	7-2-2	7- 2- 2- 2- 6-1			太陽光発電設備に関しては、日照時間、日射量が発電料に大きく影響を及ぼします。要求水準の根拠をお示しください。また、要求水準の根拠（設計条件）に満たない日照時間、日射量の場合にも、要求水準を満足しない場合に、改善もしくは減額の対象となることは不合理であり、その際の改善・減額に対する考え方を お示しください。 設計条件を時に、要求水準以上の発電量を達成した場合、さらに設計条件以上の条件時に増量発電した発電量に対する支払額の増額に関する考え方を、お示しください。	入札説明書等の公表までにご提示する予定です。
243	実施方針	58	資料 7	7-2	7-2-2	7- 2- 2- 2- 6-1			太陽光発電設備の能力に係る減額等の対象となる確認項目について、運営・維持管理業務における「太陽光発電設備の発電能力が、要求水準を満たさない場合」とはどのような場合でしょうか？ (太陽光発電設備の発電能力は天候等に左右されます)	No. 242の通りです。
244	実施方針	58	資料 7	7-2	7-2-2	7- 2- 2- 2- 6-2			太陽光設備については、月々の定期モニタリングで要求水準を満たさない場合があっても、年実績で2,500kw以上を発電すれば減額対象ではないと理解でよろしいでしょうか。	No. 242の通りです。
245	実施方針	61	資料 8	8-2	8-2-3				委員の氏名については、入札公告前には非発表であるため、入札公告前に委員に対して、委員であることを知らずに営業活動または接触する可能性があります。その場合は失格対象とならないものと考えますが、宜しいでしょうか。	No. 85の通りです。
246	実施方針	63	資料 8	8-4	8-4-2	図 表 8-2			常用発電設備について「LNGの発注・仕入れ等の効率性」について提案する必要がありますが、LNG発注先(ガス供給会社)の決定も事業者範囲でしょうか。それとも県企業庁殿のご指定によるものでしょうか。	県企業庁が指定します。
247	実施方針	63	資料 8	8-4	8-4-2	図 表 8-2			常用発電設備に関する事項として「LNGの発注・仕入れ等の効率性」とありますが、効率化を図る提案内容によっては、LNG供給事業者が対応可能かどうかを確認しなければなりません。県企業庁が契約するLNG供給事業者は公募前に決定し、事前に対応可否の協議は可能と考えて宜しいでしょうか。	評価項目については再度検討中です。
248	実施方針	63	資料 8	8-4	8-4-2	図 表 8-2			常用発電設備に関する事項で「LNGの発注・仕入れ等の効率性」とありますが、契約は県企業庁殿にて実施との記載があります。発注・仕入れとは企業庁殿の支払金額を少なくする手法と考えて宜しいですか。	評価項目については再度検討中です。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈実施方針〉

質問 N o	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	対応 頁	対応箇所						質問	回答
			1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
249	実施方針	63	資料 8	8-4	8-4-2	図 表 8-2			排水処理施設に関する事項でろ液水質の対応と有りますが、ろ液水質に対する特異性があれば教えて下さい。	現状においては、全く問題ない状況です。ただし、汚泥の貯留時間が現行水準より相当程度長時間化した場合には、水質悪化が懸念されるため重要視しています。
250	実施方針	64	資料 8	8-5					「…同点で複数ある場合は、くじにより」とありますが、小数点第何位まで且つ切り捨てまたは四捨五入した場合の評価になりますでしょうか。	入札説明書等においてご提示します。

実施方針等に関する質問書（回答）

〈要求水準書(案)〉

質問No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書(案) ・添付資料	質問項目 (タイトル)	対応頁	対応箇所						質問	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	i) ii) 等		
1	要求水準書(案)	業務内容(建設工事)	3	2	2.3					更新された後の既設設備の解体、撤去工事は業務内容外と考えますがよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
2	要求水準書(案)	業務内容(事業エリア)	3	2	2.3					太陽光設置スペースが用意されていますが、スペースを全て使用しない場合においても要求水準書(案)添付資料別紙9のPFI事業者管理対象範囲と記載されている部分は事業エリアとなるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	要求水準書(案)	表2.2 見学者対応	4	2	2.3					犬山浄水場の排水処理・常用発電・太陽光発電設備が見学対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	要求水準書(案)	事業エリアの明示	5	2	2.3	表2.3				外構整備の事業エリアの明示について、具体的な明示方法(フェンスの設置など)をご提示願います。	No.59のとおりです。
5	要求水準書(案)	整備対象施設及び事業範囲	5	2	2.3	表2.3				外構整備において、「…場内植樹、場内照明を含めた」とありますが、正しくは「…事業内植樹、事業内(屋内外)照明を含めた」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	要求水準書(案)	整備対象施設及び事業範囲	5	2	2.3	表2.3				各浄水場においては、一部周囲に防犯設備が張り巡らされていると思いますが、今回の整備に伴う防犯設備の増設は県企業庁殿にて行うものと考えて宜しいでしょうか。	企業庁は防犯設備の改造を行いません。現在の防犯設備、区域については、別添のとおりです(犬山:6-A、尾張西部6-B1、6B-2、6-B3)。
7	要求水準書(案)	整備対象施設及び事業範囲	5	2	2.3	表2.3				脱水機棟の内容において建物に付帯する機械・電気設備等とは建物に付帯する建築機械・電気設備との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	要求水準書(案)	見学者用施設	5	2	2.3	表2.3				見学者を受け入れることができる施設とは、設備内に導線を確保し、見学者が設備内を巡回できるようにするというで宜しいでしょうか。	ご提案によります。
9	要求水準書(案)	外構整備	5	2	2.3	表2.3				表2.3の外構整備において、事業者の管理対象となるエリアの詳細をご教授願います。また場内植樹に対して要求事項はありますでしょうか。更に場内照明の電力、電球交換は事業者の所掌でしょうか。	別途お示しします。植樹については在来種とする予定です。
10	要求水準書(案)	業務内容 表2.3	5	2	2.3	表2.3				犬山浄水場で排水処理棟送りのポンプを追加しますが、設置スペースで制約となる事項がありましたらご教示願います。	各既設ポンプ室の図面を別図10-Aに示します。
11	要求水準書(案)	設計業務の中間確認	7	3	3.1	3.1.2	3.1 .2. 1			中間確認とは、時期は何時頃を想定されおり、確認項目はどの様な内容を想定されているのでしょうか	特段規定しておりません。
12	要求水準書(案)	設計・建設期間	7	3	3.1	3.1.3	表 3.1			備考欄に「平成26年度内に固定価格買取制度……の手続きが完了するように設計すること。」という記載がありますが、これは「平成26年度の調達価格が適用されるように」という趣旨と理解して宜しいでしょうか。(接続契約の締結は、平成26年度内に締結できるかは電力会社の意向にも左右されるため、事業者が行う設計だけでは如何ともしがたいと言えます。)	ご理解のとおりです。なお、FITについては、実施方針の類似質問のとおりです。

実施方針等に関する質問書（回答）

〈要求水準書(案)〉

質問No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書(案) ・添付資料	質問項目 (タイトル)	対 応 頁	対応箇所						質問	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	i) ii) 等		
13	要求水準書(案)	固定価格買取制度の手続き完了	7	3	3.1	3.1.3				「固定価格買取制度の手続きが完了」とは、 ①経産省の設備認定を受ける ②電力会社と充電に関する特定契約及び系統連系に関する接続契約を締結する の①のみを満たすことか、①②とも満たすことかのいずれでしょうか？	No.12のとおりです。
14	要求水準書(案)	測量・地質調査	7	3	3.1	3.1.4	3.1 .4. 1			追加調査の申し込み時期は何時頃を想定されているのでしょうか。	事業期間に実施していただきます。
15	要求水準書(案)	測量・地質調査	7	3	3.1	3.1.4	3.1 .4. 2			追加調査を行なった場合、実測した結果等は他社にも公表されるのでしょうか。	追加調査は、必要に応じて事業者が行って下さい。その結果を公表することは想定していません。
16	要求水準書(案)	地域との建設等に伴う環境保全の覚書等の確認	8	3	3.1	3.1.4	3.1 .4. 2			建設等に伴う、地域との取り決めや覚書がありますか？	特にありません。
17	要求水準書(案)	事業提案書	8	3	3.1	3.1.4	3.1 .4. 2			提案時に一部記載漏れがあり、実施時に関係機関との協議により必要となったものは、民間事業者の費用と負担をもって実施することは可能でしょうか。	ご理解の通りです。
18	要求水準書(案)	森林法	8	3	3.1	3.1.4	3.1 .4. 2			西側の土地は森林法の対象に該当しないということでしょうか。	土地開発に関する規制については、別添のとおりです。
19	要求水準書(案)	周辺環境調査等	8	3	3.1	3.1.4	3.1 .4. 2			騒音・振動、大気汚染、臭気、電波障害等の環境データについて、現況の評価地点とデータの開示をお願いいたします。	(犬山) 騒音・振動測定データは、別添19-Aのとおりです。臭気は、犬山市全域が悪臭防止法の第1種地域です(犬山市Webサイト：広報いぬやまH25.4.1号参照)。 (尾張西部) 騒音・振動測定データは、別添19-B1、19-B2のとおりです。臭気規制については、一宮市Webサイトを閲覧してください。 (共通) なお、騒音・振動の地域区分ごとの規制値は、県環境部Webサイトを閲覧してください。
20	要求水準書(案)	騒音・振動対策	8	3	3.1	3.1.4	3.1 .4. 2	(1)		敷地境界とはPFI事業者管理対象範囲の境界ではなく、浄水場の敷地境界との理解でよろしいでしょうか。また既存の設備では騒音について規定基準値を満足していると理解してもよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
21	要求水準書(案)	騒音・振動対策	8	3	3.1	3.1.4	3.1 .4. 2	(1)		各浄水場の周辺規制について、対象となる地域の区分(第一種～地域など)を教えてください。なお、悪臭は対象外との理解で宜しかったでしょうか。	No.19のとおりです。
22	要求水準書(案)	騒音・振動対策	8	3	3.1	3.1.4	3.1 .4. 2	(1)		騒音・振動対策で、過去に問題になった事例や現在取っている対策があれば情報を開示願います。	特にありません。
23	要求水準書(案)	大気汚染対策	8	3	3.1	3.1.4	3.1 .4. 2	(2)		発電機の排気の排出基準の法令については、愛知県指導指針に基づくものとの理解で宜しいでしょうか。	法令の規定及び行政指導に従ってください。
24	要求水準書(案)	大気汚染対策	8	3	3.1	3.1.4	3.1 .4. 2	(2)		大気汚染対策で、過去に問題になった事例や現在取っている対策があれば情報を開示願います。	特にありません。

実施方針等に関する質問書（回答）

〈要求水準書(案)〉

質問No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書(案) ・添付資料	質問項目 (タイトル)	対 応 頁	対応箇所						質問	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
25	要求水準書(案)	臭気対策	83	3.1	3.1.4	3.1.4.2	(3)			臭気対策で、過去に問題になった事例や現在取っている対策があれば情報を開示願います。	特にありません。
26	要求水準書(案)	電波障害対策	83	3.1	3.1.4	3.1.4.2	(4)			電波障害対策で、過去に問題になった事例や現在取っている対策があれば情報を開示願います。	特に記録はありません。
27	要求水準書	電波障害対策	8	3	3.1	3.1.4	3.1.4.2	(4)		電波障害対策として特別なものは無いかと思われませんが、何か特殊な事情等があるのでしょうか。	No.26のとおりです。
28	要求水準書(案)	電波障害対策	8	3	3.1	3.1.4	3.1.4.2	(4)		必要な電波障害対策とは本事業にて事業者が設置する施設に対してのみであり、既存施設に起因する電波障害は対象外との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	要求水準書(案)	電波障害対策	8	3	3.1	3.1.4	3.1.4.2	(4)		現状の電波障害の可能性については調査済と考えて宜しいでしょうか。その場合、資料のご提示願います。	特に記録はありません。
30	要求水準書(案)	都市計画法	8	3	3.1	3.1.4	3.1.4.3	(1)		LNGサテライト設備は開発行為の許可は不要とありますが、本事業において設置する他の施設についても同様に、水道用水供給事業の施設であり開発行為の許可は不要と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。但し、No.18のとおり届出等の対象となる行為があります。
31	要求水準書(案)	都市計画法	8	3	3.1	3.1.4	3.1.4.3	(1)		「LNGサテライト設備は水道用水供給事業の施設として設置するため～」とありますが、LNGサテライト設備は発電用途での設置となるため電気事業法の適用を受けるとの認識でよろしいでしょうか。	技術基準などは当然、適用を受けます。
32	要求水準書(案)	土壌汚染対	9	3	3.1	3.1.4	3.1.4.3	(3)		履歴報告書は閲覧可能なのでしょうか。閲覧可能とした場合、何時頃閲覧が行えるのでしょうか。	別途対応します。
33	要求水準書(案)	土壌汚染対策法	9	3	3.1	3.1.4	3.1.4.3	(3)		提出済の履歴報告書について、資料をご提示願います。	別途対応します。
34	要求水準書(案)	土壌汚染対策法	9	3	3.1	3.1.4	3.1.4.3	(3)		犬山浄水場では以前にどのような土壌汚染対策を実施していますか。履歴報告書のご開示は可能でしょうか。	別途対応します。
35	要求水準書(案)	砂防法	9	3	3.1	3.1.4	3.1.4.3	(4)		犬山浄水場の敷地の東側が砂防指定地となっているとのことですが、本事業範囲の排水処理、発電機およびケーキヤード設置スペースは対象となりますか。	No.36のとおりです。
36	要求水準書(案)	砂防法により建設された土木構造物の確認	9	3	3.1	3.1.4	3.1.4.3	(4)		事業スペースでの砂防法により建設された土木構造物がありますか。有の場合はその内容の提示を頂けますか？	砂防指定区域は、別添36-Aのとおりです。砂防のため建設した土木構造物はありません。
37	要求水準書(案)	電源区分	9	3	3.1	3.1.5				既設受変電設備より分電して頂ける電源容量は、事業者提案との理解で宜しいでしょうか。(犬山浄水場、尾張西部浄水場とも)	ご理解の通りです。ただし既設同等以上の場合は協議となります。
38	要求水準書(案)	電源区分	9	3	3.1	3.1.5				既設受変電設備より分電するのに必要な既設機能増設については、県にて事業開始前までに実施して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針等に関する質問書（回答）

<要求水準書(案)>

質問No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書(案) ・添付資料	質問項目 (タイトル)	対 応 頁	対応箇所						質問	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	イ) ii) 等		
39	要求水準書(案)	監視操作盤の設置	9	3	3.1	3.1.6				稼動及び故障情報並びに火災報知情報等を表示することとありますが、具体的な表示項目をご教示いただけないでしょうか。	既設同等程度とします。
40	要求水準書(案)	監視操作盤の設置	9	3	3.1	3.1.6				監視操作盤の設置とありますが、操作も必要でしょうか。	事業者範囲の設備については、基本的に操作不要です。
41	要求水準書(案)	信号の授受	9	3	3.1	3.1.7				事業者の監視制御装置は、将来的に既設排水池・排泥池・濃縮槽の信号を取り込めるような回路構築を行うことは上記設備の信号を取り込める容量を有した監視制御装置を設置することとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	要求水準書(案)	信号の授受	9	3	3.1	3.1.7				将来的に既設排水池・排泥池・濃縮槽の信号を取り込めるようありますが、将来とはいっごろでしょうか。また信号項目や点数はどの程度、想定すればよろしいでしょうか。	事業の完了時になります。点数は、既存設備を参照ください。
43	要求水準書(案)	信号の授受	9	3	3.1	3.1.7				監視制御設備に将来的に既設信号を取り込むとありますが概算信号種別・点数をご教示願います。	既設設備をご参照ください。
44	要求水準書(案)	信号の授受	9	3	3.1	3.1.7				既設設備から事業者設備間のケーブル布設（動力・制御・計装）は、事業範囲外との理解で宜しいでしょうか。	敷設は事業者、以降の管理は県企業庁となります。
45	要求水準書(案)	信号の授受	9	3	3.1	3.1.7				補助継電器盤の設置位置については、事業範囲内にある屋内との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
46	要求水準書(案)	ポンプ自動起動の改造	9	3	3.1	3.1.7				非常時の導水ポンプと発電機を連動の自動起動とする場合、シーケンス盤の製作は県企業庁の負担で宜しいでしょうか。	ご質問のあった自動起動をする装置は不要とも思われますが、事業者提案にあわせて事業者で設置してください。
47	要求水準書(案)	ユーティリティ 水道	9	3	3.1	3.1.8	(1)			水道は設備の運転や清掃等に係る水道水および生活用水ともに、無償供給との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	要求水準書(案)	水道	9	3	3.1	3.1.8	(1)			浄水場からの水道の供給について、必要と認められる範囲を具体的にご教示願います。	管理棟の生活用水および脱水機等の洗浄用水です。
49	要求水準書(案)	下水・排水	9	3	3.1	3.1.8	(2)			事業者が浄化槽を設置する場合の、排水の放流先をご教示願います。	(犬山) 実施方針No.214のとおりです。雨水管への放流としてください。雨水管の図面は、別添49-Aのとおりです。 (尾張西部) 実施方針No.214のとおりです。
50	要求水準書(案)	ユーティリティ 下水・排水	9	3	3.1	3.1.8	(2)			「トイレ・流しの排水は、事業者が浄化槽を設置することとするが、県企業庁との協議により浄水場浄化槽への接続を認めることがある。」とありますが、合併浄化槽の処理能力はどの程度で、何人の増加まで接続が可能でしょうか。	実施方針No.217のとおりです。
51	要求水準書(案)	洗浄排水	9	3	3.1	3.1.8	(2)			「脱水機等の洗浄排水等は、原則、浄水場排水池へ接続してよいが、」とありますが、何m ³ /日まで受入可能でしょうか。	既設同等レベルとします。

実施方針等に関する質問書（回答）

<要求水準書(案)>

質問No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	質問項目 （タイトル）	対 応 頁	対応箇所						質問	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	ii) 等		
52	要求水準書(案)	脱水機の締付方式について	9～10	3	3.1	3.1.8	(2)			『脱水機等の洗浄排水等は、原則、浄水場排水池へ接続してよいが、確実に油類混入を防止する設計とすること』と記述されています。脱水機の締付機構を電動締付とすることで、油類混入を確実に防止できると考えます。 事業者提案として電動締付型脱水機を提案することには特に問題はないと考えてよろしいでしょうか。	問題ありません。
53	要求水準書	プロパンガス	10	3	3.1	3.1.8	(3)			犬山浄水場及び尾張西部浄水場において、県企業庁殿が現時点で契約しているプロパンガス会社をご教示下さい。	(犬山) 加藤燃料店(犬山市)です。 (尾張西部) 平林瓦斯株式会社(一宮市)です。
54	要求水準書(案)	ガス	10	3	3.1	3.1.8	(3)			「熱源は原則、電気とすること」とありますが、コージェネでの排熱利用は可能でしょうか	排水処理で利用した残りであれば構いません。
55	要求水準書（案）	通信回線	10	3	3.1	3.1.8	(10)			占有が認められる通信ケーブルについて、仕様、位置等の提示をお願いいたします。	通常の仕様であれば占有を認めます。事業者提案内容により別途協議します。
56	要求水準書（案）	保安設備	10	3	3.1	3.1.9				フェンス・門扉等で最低限規定される具体的な仕様がありましたらご教示下さい。	特にありません。
57	要求水準書（案）	保安設備	10	3	3.1	3.1.9				フェンス、門扉について、設備仕様がありましたらご教示ください。	No. 56の通りです。
58	要求水準書（案）	保安設備	10	3	3.1	3.1.9				「フェンス、門扉等の必要な保安設備は、事業者が設置すること。事業区域の境界は、表示杭・舗装等で明確にすること。」との記載がありますが、保安設備を設置が必要な具体的な範囲（浄水場全体、排水処理施設のみ、本事業範囲内のみ等）をご教示下さい。	本事業範囲のみです。
59	要求水準書（案）	保安設備	10	3	3.1	3.1.9				「フェンス、門扉等の必要な保安設備は、事業者が設置すること。事業区域の境界は、表示杭・舗装等で明確にすること。」との記載がありますが、保安設備を設置するのは事業区域の境界ということでしょうか。この場合、事業区域の境界とは具体的にどこになりますでしょうか。	必要に応じて設置下さい。設置するのであれば、事業区域の境界となります。境界は、別添59-AにCADデータで示します。
60	要求水準書（案）	保安設備	10	3	3.1	3.1.9				「フェンス、門扉等の必要な保安設備は、事業者が設置すること。事業区域の境界は、表示杭・舗装等で明確にすること。」との記載がありますが、境界を明示する方法については事業者の提案で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
61	要求水準書（案）	保安設備	10	3	3.1	3.1.9				事業区域の境界は、全周フェンスを設置する必要があるでしょうか。	フェンスは特に規定しません。
62	要求水準書（案）	保安設備	10	3	3.1	3.1.9				太陽光設備、発電設備、排水処理設備等毎にフェンスで区分する必要はあるでしょうか。	施設毎、また、フェンスは特に規定しません。
63	要求水準書（案）	保安設備	10	3	3.1	3.1.9				フェンス、門扉等の必要な保安設備は事業者が設置することとありますが、機械警備設備（防犯用セキュリティ設備等）の設置は事業者提案となるのでしょうか。	特に必要とは考えていませんが、必要に応じて提案してください。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈要求水準書(案)〉

質問No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書(案) ・添付資料	質問項目 (タイトル)	対 応 頁	対応箇所						質問	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	i) ii) 等		
64	要求水準書(案)	耐久性	10	3	3.1	3.1.12				事業完了後3年程度の使用に耐えることとありますが、事業完了後のこの期間は、事業者が保証するものではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、保証を求めるものではありませんが、引き渡し時の検査は必要と考えています。
65	要求水準書(案)	土工事	10	3	3.1	3.1.13				建設残土を場外に搬出・処分しない工事とするために、事業用地外を含む浄水場内に建設残土を敷き均すことは可能と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	要求水準書(案)	土工事	10	3	3.1	3.1.13				できるだけ現在の地形を有効に活用とありますが、どのような意味合いであり、定量的な評価の対象となるのでしょうか。 [犬山浄水場では、排水処理棟他新設建屋が既に傾斜部分に掛かっており、地形の有効活用という点において困難なことが予測されることからの確認事項です]	No.18の規制の関係上、可能な限り土地の変更を行わない計画とするという主旨です。また、事業範囲内におけるレイアウトについては事業者提案によるものとします。
67	要求水準書(案)	土工事	10	3	3.1	3.1.13				掘削土の内、明らかに再利用できない残土は、県企業庁殿と協議の上、搬出・処分可能と考えますが宜しいでしょうか。	原則、場外への残土搬出は認めません。
68	要求水準書(案)	土工事	10	3	3.1	3.1.13				脱水機棟(発電機棟)、ケーキヤード棟、および太陽光発電設備設置予定地は、現状では雑草、雑木、枯れ木などが存在していますが、これらの撤去、整地は事業者の範囲でしょうか。その場合に、雑草、雑木、枯れ木等は浄水場外へ搬出・処分してよろしいでしょうか。	事業者の範囲となります。なお、雑草などについては場外処分はかまいません。
69	要求水準書	設計緒元	11	3	3.2	3.2.1				「尾張西部浄水場は、天日乾燥床を脱水機に転換する。」との記載がありますが、「転換」とは具体的にどうすることでしょうか。「転換」に関連する業務はPFI事業者の範囲外との理解でよろしいでしょうか。	転換とは、天日乾燥床を廃止又は休止し、PFI事業の機械脱水機に転換することを指します。天日乾燥床の廃止又は休止に係る事務については、ご理解のとおりです。
70	要求水準書(案)	天日乾燥床	11	3	3.2	3.2.1				「尾張西部浄水場は、天日乾燥床を脱水機に転換する。」とありますが、天日乾燥床を使用しないとの理解でよろしいでしょうか。【実施方針】には記述がないと思われます。	ご理解のとおりであり、No.69の通りです。
71	要求水準書(案)	設計諸元	11	3	3.2	3.2.1	表 3.3			表に記載の必要脱水能力を確保していれば、事業者提案による脱水機台数(1浄水場あたり最低2台)との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
72	要求水準書(案)	脱水設備の運転時間	11	3	3.2	3.2.1	表 3.3			「・脱水機は、平均濁度時には週5日、高濁度時には毎日運転する計画とした。」とありますが、運転時間の設定がありません。 【要求水準書(案)添付資料 別紙1 発生活泥量、脱水機ろ過面積等の算定根拠について】に示されている「長時間型脱水機は、平均濁度時では、週5日運転、1日1サイクル、高濁度時は週7日運転、1日2サイクルで対応することとした。短時間型脱水機は、平濁時のろ過時間を週5日、6時間と設定し、高濁時のろ過時間は週7日、18時間で対応」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
73	要求水準書(案)	必要脱水能力	11	3	3.2	3.2.1				表3.3の必要脱水能力を満足すれば、表3.4及び表3.5は満足すると理解してよろしいでしょうか。	各表の意図をよく理解し、適切な設計を行ってください。
74	要求水準書(案)	設計諸元	11	3	3.2	3.2.1	表 3.4			表に記載の必要脱水能力値を超える固形物量が発生した場合は、ペナルティ対象外と考えて宜しいでしょうか。	表3-4は参考で示したデータです。要求水準を満足している場合においてはご理解の通りです。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈要求水準書(案)〉

質問No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書(案) ・添付資料	質問項目 (タイトル)	対応頁	対応箇所						質問	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	イ) ii) 等		
75	要求水準書(案)	設計諸元	11	3	3.2	3.2.1				「…活性炭注入を行うことがあるので設計で考慮すること」とありますが、現在の活性炭注入量および注入頻度を教えてください。	要求水準書添付資料4をご確認ください。
76	要求水準書(案)	脱水機的设计諸元	11	3	3.2	3.2.1				『浄水処理過程で活性炭注入を行うことがあるので設計で考慮すること』との記述があります。要求水準書 添付資料 別紙4には汚泥発生量に関する運転実績としての実績値が示されていますが、活性炭の注入により脱水機の性能が、どのように変化したかを示す記録は見当たりません。ご教示いただくことは可能でしょうか。あるいは、現状設備で活性炭が注入される前後での汚泥サンプルの採取は可能でしょうか。	前段については記録はありません。後段については、浄水場で使用している活性炭およびその仕様を提供するため、別途示す資料の閲覧方法により申込してください。
77	要求水準書(案)	設計諸元	11	3	3.2	3.2.1				「浄水処理過程で活性炭注入を行なう」とありますが、注入時期や頻度についてご教示願います。	資料3をご確認ください。
78	要求水準書(案)	設計諸元	11	3	3.2	3.2.1				「浄水処理過程で活性炭注入を行なう」とありますが、注入率、目的についてご教示願います。	原水水質の悪化が主な理由になります。 (犬山) 5%希釈水を最大10m ³ /h注入できます。 (尾張西部) 別添78-Bのとおりです。
79	要求水準書(案)	設計諸元	11	3	3.2	3.2.1				過去の実績において活性炭を注入した場合、脱水ケーキの有効利用先、用途（通常の脱水土と混合して排出が行われていたか？）についてご教示願います。	資料2の通り、実績がほとんどないため、お示しできません。
80	要求水準書(案)	排水処理施設 設計諸元	11	3	3.2	3.2.1				浄水処理過程で活性炭注入を行うことがあるとありますが、過去のデータではほとんど注入の実績が見られません。今後、注入が必要となる理由や時期等の見通しがありましたらご教示いただけますでしょうか。	ありません。
81	要求水準書(案)	必要脱水能力	11	3	3.2	3.2.1				「給水先の一部を切替することがあるので考慮すること」とありますが、検討すべき事項を具体的にご教示願います。	犬山浄水場と尾張西部浄水場の給水先の切り替えについては、別添の「脱水機設計の基本的な考え方について」を参照してください。
82	要求水準書(案)	給水先の一部の切替について	11	3	3.2	3.2.1				「犬山浄水場及び尾張西部浄水場（水道）の給水先は一体で、重大な施設・水質事故等が発生した場合には、給水先の一部を切替することがあるので考慮すること。」とありますが、ここでの考慮とは具体的にどのようなことを指すのでしょうか。	No.81の通りです。
83	要求水準書(案)	脱水土の設計諸元	11	3	3.2	3.2.1				脱水土の再利用における用途が決まっている場合、汚泥分別の必要性が今回必須となりますでしょうか？	事業者提案に応じて実施してください。
84	要求水準書(案)	臭気対策	12	3	3.2	3.2.2				「なお、汚泥加温・乾燥に伴い発生する臭気に留意し、必要に応じて対策を講じること。」とありますが、引き抜き汚泥の質の分析結果をお示しください。	分析結果はありません。
85	要求水準書(案)	脱水機等	12	3	3.2	3.2.2				ろ布の破損検出は脱水機本体又は、付属機器で検出出来る機構で宜しいでしょうか。	問題ありません。
86	要求水準書	脱水機等	12	3	3.2	3.2.2				「常用発電の排熱を利用すること。」との記載がありますが、排熱利用は必須との理解でよろしいでしょうか。その場合、排熱利用の方法、量は、事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。排水処理への利用は必須としております。

実施方針等に関する質問書（回答）

〈要求水準書（案）〉

質問No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所						質問	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	イ) ii) 等		
87	要求水準書（案）	廃熱利用	12	3	3.2	3.2.2				脱水設備に関する主な要件として、犬山浄水場において、常用発電にて生じた排熱を利用することと記載がありますが、具体的には脱水スラッジの加温および脱水ケーキの乾燥などに利用するということでしょうか。また、汚泥加温を想定した場合、熱量・熱利用形態（温水・蒸気）・供給時間帯の指定はありますか。	ご理解のとおりです。廃熱の利用に関する指定はありません。
88	要求水準書（案）	汚泥管取合点	12	3	3.2	3.2.3				「基本的な汚泥配管の分岐方法・分界点を、参考として、閲覧資料別紙6に示すが、」とありますが、【要求水準書（案）添付資料 別紙9 対象浄水場の平面図】に示されている「汚泥管取合点（案）」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。3.2.3をご参照ください。
89	要求水準書（案）	汚泥移送、汚泥引抜ポンプ	12	3	3.2	3.2.3				犬山浄水場における汚泥引抜ポンプ、汚泥移送ポンプ、汚泥配管、電気設備については事業者が運営・維持管理を開始するまでは、県企業庁が既設操作盤で運転可能な設計とすること。とありますが、運営・維持管理開始までの期間は貴県へ一時的に貸与することでしょうか。また、その間に起った不具合については帰責者負担との理解でよろしいでしょうか。	既設の設備を運転可能なものという意味であるため、該当しないと思います。
90	要求水準書（案）	汚泥移送、汚泥引抜ポンプ	12	3	3.2	3.2.3				犬山浄水場における汚泥移送ポンプ、汚泥引抜ポンプは、事業者の設計・建設範囲でしょうか。また既設ポンプの撤去も事業者範囲でしょうか。	既設の撤去は不要です。ただし、既設ポンプの位置に新設ポンプを据え付ける場合は、撤去も含まれます。
91	要求水準書（案）	汚泥移送、汚泥引抜ポンプ	12	3	3.2	3.2.4				汚泥引抜ポンプおよび汚泥移送ポンプに関して確認させていただきます。 ①同ポンプについては事業者にて撤去更新するものと考えて宜しいでしょうか。 ②新設する場合の台数は既設同等以上との理解で宜しいでしょうか。 ③設置位置は、既存の配置（ポンプ室）と考えて宜しいでしょうか。	①No.90の通りです。②ご理解のとおりです。③設置位置も含めて事業者提案によります。
92	要求水準書（案）	ろ液等の返送管	12	3	3.2	3.2.4				文末の添付資料別紙8ですが、正しくは別紙9でしょうか。	別紙9に訂正します。
93	要求水準書（案）	ろ液等の返送管	12	3	3.2	3.2.4				脱水ろ液及び脱水機洗浄排水は一旦、貯留槽へ受けた後、排水池に返送する設計とするよう規定されていますが、脱水機からの雑排水（例えば圧搾機付き脱水機から排出される圧搾水）も同様に貯留槽へ受けて、排水池に返送することでよろしいでしょうか。	それでも問題ありません。
94	要求水準書（案）	脱離液取合点	12	3	3.2	3.2.4				「詳細な取合点及びルートは、県企業庁と事業者で協議の上定める。参考として、添付資料別紙8に示す。」とありますが、【要求水準書（案）添付資料 別紙9 対象浄水場の平面図】に示されている「脱離液取合点（案）」と考えてよろしいでしょうか。	No.92の通りです。
95	要求水準書（案）	排水処理施設の設計業務	12	3	3.2	3.2.5				「運転計画と整合のとれた」とは、提案者の理解によることとしてよろしいでしょうか	日本水道協会「水道施設設計指針」に基づいてください。
96	要求水準書（案）	排水処理施設の設計業務	13	3	3.2	3.2.6				「臭気対策を考慮」とは、現在の施設と同等との理解でよろしいでしょうか	臭気が発生しうる可能性があれば、対策を講じてください。

実施方針等に関する質問書（回答）

＜要求水準書(案)＞

質問No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書(案) ・添付資料	質問項目 (タイトル)	対応頁	対応箇所						質問	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	i) ii) 等		
97	要求水準書(案)	脱水機棟、発電機棟、ケーキヤード棟	13	3	3.2	3.2.6				「脱水機棟は臭気対策を考慮したものとすること」とありますが、汚泥を加熱した場合などの特別な臭気対策を想定したものでしょうか。	No.96の通りです。
98	要求水準書(案)	脱水機棟(発電機棟)、ケーキヤード棟	13	3	3.2	3.2.6				脱水機棟、ケーキヤード棟の臭気対策について、教えてください。 ①どのような対策をイメージされていますでしょうか。 ②建屋境界での規制値など設定されますか。 ③既存設備の臭気対策は行われていますか。	①必要に応じて事業者提案によるものとします。②法令等によるものとします (No.19のとおりです。)。③既存の臭気対策は特にありません。
99	要求水準書(案)	脱水機棟(発電機棟)、ケーキヤード棟	13	3	3.2	3.2.6				脱水機棟およびケーキヤード棟は臭気対策を考慮したものとすることとありますが、既存の建屋同様に全面囲い(床、壁、天井あり)を行うものと考えて宜しいでしょうか。	臭気対策として囲いが必要かどうかは事業者提案によりますが、ケーキヤード等については、要求水準書において記載のあるように、飛散防止等の観点から必要となります。
100	要求水準書(案)	脱水機棟(発電機棟)、ケーキヤード棟	13	3	3.2	3.2.6				脱水機棟(発電機棟)、ケーキヤードについて、RC造、S造等の構造形式は事業者提案との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
101	要求水準書(案)	脱水機棟(発電機棟)、ケーキヤード棟	13	3	3.2	3.2.6				本事業で建設する建築物の建築確認申請(計画通知)にあたり、建築基準法に抵触する既存建築物や無届の建築物は無いものと考えて宜しいでしょうか。 建築基準法に抵触する既存建築物や無届の建築物が存在する場合は、本事業で建設する建築物の建築確認申請(計画通知)の前段に必要な対応は県企業庁殿にて行っていただくとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
102	要求水準書(案)	脱水機棟(発電機棟)、ケーキヤード棟	13	3	3.2	3.2.6				常用発電機・原動機は、屋外仕様・屋外設置でも宜しいでしょうか。	電気設備は屋内設置です。
103	要求水準書(案)	脱水機棟(発電機棟)、ケーキヤード棟	13	3	3.2	3.2.6				ブラックアウトスタート用の発電装置を設置する場合、屋外に設置することは可能でしょうか。	電気設備は屋内設置です。
104	要求水準書(案)	ケーキヤード棟	13	3	3.2	3.2.6				ケーキヤード棟は高濁度時に2週間分以内の保管が可能なものとして規定されていますが、高濁度時とは、添付資料15頁に記載のある犬山13.79DS-t/日、尾張西部13.28DS-t/日に対して2週間分以内の容量との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
105	要求水準書(案)	脱水機棟、発電機棟、ケーキヤード棟	13	3	3.2	3.2.6				ケーキヤード容量は、最大では高濁度時ケーキ量の2週間分とし、事業者提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	要求水準書(案)	脱水機棟、発電機棟、ケーキヤード棟	13	3	3.2	3.2.6				高濁度時のケーキ量を算出するための計画固形物量は、添付資料P6、ケーキヤード容量の設定の犬山浄水場13.79ds-t/日、尾張西部浄水場13.28ds-t/日でよろしいでしょうか。要求水準書(案)P11表3.3の必要能力と相違があります。	ご理解の通りです。なお、脱水機必要容量は発生汚泥量に1.1倍の余裕を乗じて設定しており、数値には相違があります。 なお、設計にあたっては、別添「脱水機設計の基本的な考え方について」を参照してください。
107	要求水準書(案)	常用発電施設	14	3	3.3					平成24年度に実施した「常用発電等導入基本調査業務委託」の報告書を借用させて頂けないでしょうか。	検討します。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈要求水準書(案)〉

質問No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書(案) ・添付資料	質問項目 (タイトル)	対応頁	対応箇所						質問	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	i) ii) 等		
108	要求水準書(案)	発電機出力	14	3	3.3	3.3.2				発電出力3000kWは使用端での出力と考えれば宜しいでしょうか。(補機などにより発電出力は目減りしますので発電端1000kWではクリアできません)	実施方針に関する回答 No.78の通りです。
109	要求水準書(案)	設計条件	14	3	3.3	3.3.3				非常用発電機として機能することと記載ありますが、消防法における非常電源の位置付けではないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	要求水準書(案)	設計条件	14	3	3.3	3.3.3				必要な既設運転信号を取り出すための既設設備機能増設については、事業範囲外との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	要求水準書(案)	設計条件	14	3	3.3	3.3.3				「…必要に応じ建屋を建設すること」とありますが、別紙11に記載の県企業庁殿にて新設する配電盤の設置に伴う建屋が必要な場合、その建屋の築造は事業範囲外との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
112	要求水準書(案)	非常用発電機の仕様	14	3	3.3	3.3.3				非常用発電機は40秒以内での起動など消防法の規格に準拠する必要がありますでしょうか。	建築基準法、消防については、別途事業者側でご確認ください。
113	要求水準書(案)	既設特高、高圧受変電設備との連携	14	3	3.3	3.3.3				既設特高、高圧受変電設備との連携に必要な盤等を設置する場合に必要な建屋は、特高建屋前(南西)のスペースに設置してよろしいでしょうか?	それでも問題ありませんが、既設のメンテナンスに配慮してください。
114	要求水準書(案)	既設受変電設備連携盤の建屋	14	3	3.3	3.3.3				既設特高、高圧受変電設備との連系に必要な新盤について、新たな建屋が必要となる場合、既設特高受変電棟付近において建屋の設置制限等をあればご教示願います。	別添図面(114-A)を参照してください。
115	要求水準書(案)	電気設備の接地極について	14	3	3.3	3.3.5				既設の接地極(A、B、C、D、C計装用)をそれぞれ流用してよいですか?	接地の共用はしません。
116	要求水準書(案)	常用発電設備	14	3	3.3	3.3.6	(1)	①		ブラックアウト対策として常用発電予備機を用いても良いものと考えますが、宜しいでしょうか。	実施方針に関する回答 No.121の通りです。
117	要求水準書(案)	ブラックアウトスタート	14	3	3.3	3.3.6	(1)	①		ブラックアウト対策として常用発電機を用いない場合は、燃料はLNGでなくても良いものと考えますが、宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	要求水準書(案)	平常時の運転条件	14	3	3.3	3.3.6	(1)			導水ポンプの起動、停止など台数制御の方法をご教示願います。(既設完成図書運転方案等の掲示をお願い致します)	導水ポンプは手動運転です。
119	要求水準書(案)	常用発電設備の平常時の運転条件	15	3	3.3	3.3.6	(1)	②		電力会社への逆潮流を防ぐ自動回路として、制御回路だけでなく主回路(動力回路)の切替回路を設けてもよろしいでしょうか?	よいと考えます。ただし浄水場の運営に支障がないようにしてください。
120	要求水準書(案)	発電機の燃費	15	3	3.3	3.3.6	(1)	④		燃費287Nm3/時の計算に用いる燃料の発熱量を教えてください。	購入を予定されている製品により異なると考えられます。
121	要求水準書(案)	非常時の運転条件	15	3	3	3.3.6	(2)			各導水ポンプの起動、停止時間をご教示願います。停電時から2台ポンプ起動までの時間を120分とした根拠を教示願います。	前段については、導水ポンプの起動・停止時間は、閲覧資料別紙9.2導水ポンプ起動電流測定を参照願います。後段については、浄水場の運営ノウハウから定めています。
122	要求水準書(案)	ポンプの運転	15	3	3.3	3.3.6	(2)	①		ポンプの起動・停止は自動でしょうか。	No.118の通りです。

実施方針等に関する質問書（回答）

〈要求水準書(案)〉

質問No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書(案) ・添付資料	質問項目 (タイトル)	対 応 頁	対応箇所						質問	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	i) ii) 等		
123	要求水準書(案)	運転条件	15	3	3.3	3.3.6	(2)	②		ブラックアウトスタート用の発電装置を設置する場合の既設設備機能増設については、事業範囲外との理解で宜しいでしょうか。	既設機能増設の内容にもよりますが、既設機能増設は、合理的な範囲で県企業庁範囲です。
124	要求水準書(案)	非常時の運転条件	15	3	3.3	3.3.6	(2)	②		停電から2台の導水ポンプが起動を完了するまでに要する時間は「120分程度」を想定していると記載されていますが、これはポンプの起動指令から120分と解釈してもよろしいでしょうか。	停電発生から120分です。
125	要求水準書(案)	非常時の運転条件	15	3	3.3	3.3.6	(2)	②		「3回のブラックアウトスタートが可能なこと。～」とありますが、72時間で3回のブラックアウトスタートが可能との理解でよろしいでしょうか。	起動失敗時の起動回数です。120分間でのスタート可能回数です。
126	要求水準書(案)	排熱利用装置	15	3	3.3	3.3.8				排水処理設備に対して、半量だけの導入など部分的対応でも良いでしょうか。	必須事項のため、不可とします。
127	要求水準書(案)	LNGサテライト設備	15	3	3.3	3.3.9				LNGの貯留量は、非常時運用の72時間分に平常時運用の24時間分以上とあり、合計の96時間分以上の貯留量が必要と理解しますが、平常時は毎日の県企業庁殿によるLNG供給が行われるものと理解して宜しいでしょうか。	通常、LNGの供給は3日に1回程度と供給事業者から聞いています。
128	要求水準書(案)	LNGサテライト設備	15	3	3.3	3.3.9				「非常時運用として72時間分とし、これに加えて平常時運用として24時間分以上を確保すること。」とありますが、「平常時運用として24時間分以上」とは、コジェネ設備を昼間の8時間と夜間のピークカットとの時間運転することでしょうか、それとも24時間連続運転分とすることでしょうか。 また、LNGの供給は通常10トローリーで実施され则认为とします。ローリーの供給容量が小さいため、運転側の要求にて比較的短期間のインターバルで遅滞なく供給していただけるものと考えてよろしいでしょうか。	前段については、昼間8時間の運転です。供給のインターバルは、3日間程度が妥当と考えます。後段についてはNo.127の通りです。
129	要求水準書(案)	LNGサテライト設備	15	3	3.3	3.3.9				LNGサテライト設備の設置に関し、設置可能場所が明示されていませんので予定場所等ご教示願います。	脱水機棟及び発電機棟近傍を想定していますが、レイアウトは事業提案によります。
130	要求水準書(案)	上水池上部の太陽光設置	16	3	3.4	3.4.1				浄水池上部に太陽光設備の基礎を設置する場合、掘削・杭打ちについて制限はありますでしょうか。	浄水池構造へ影響のない範囲で考えて下さい。なお、砂防法の規制区域があります（No.18）。
131	要求水準書(案)	設計条件	16	3	3.4	3.4.1				浄水池の当初設計の上載荷重を考慮することとありますが、記載の0.5t/m ² を満足した場合、太陽光アレイの設置による浄水池への影響は事業者のリスクではないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、当初設計の資料については別途お示しします。なお、覆土を撤去にあたっては、浄水池への影響を考慮するとともに、その残土を場外処分することは認めません。
132	要求水準書(案)	設計条件	16	3	3.4	3.4.1				浄水池の当初設計の上載荷重0.5t/m ² とは、覆土の荷重を含まないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、当初設計の資料については別途お示しします。なお、覆土を一定撤去する場合は、浄水池への影響を考慮するとともに、その残土を場外処分することは認めません。
133	要求水準書(案)	浄水池上部の有効な上載荷重の確認	16	3	3.4	3.4.1				積載荷重について、既存の土盛りに加えて新たな構造物建設として0.5t/m ² まで可能のと考え方でよろしいでしょうか？	No.132のとおりです。

実施方針等に関する質問書（回答）

〈要求水準書(案)〉

質問No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書(案) ・添付資料	質問項目 (タイトル)	対応 頁	対応箇所						質問	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	ii) 等		
134	要求水準書(案)	太陽光発電設備	16	3	3.4	3.4.1				積載荷重が0.5t/m ² を考慮するとは、0.5t/m ² 以下の太陽光発電設備を設置することとの理解でよろしいでしょうか。	No.132のとおりです。
135	要求水準書(案)	太陽光発電設備の設計業務	16	3	3.4	3.4.1				浄水池上部での設置は、浄水池の当初設計の上戴荷重（積載荷重が0.5 t/m ² ）を考慮することとありますが、雪荷重条件は反映されているのでしょうか。	No.132のとおりです。
136	要求水準書(案)	設計条件	16	3	3.4	3.4.1				添付に示す太陽光アレイの設置箇所予定地の引渡し条件は、県にて土木整地作業を実施後に引き渡して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	現状渡しです。
137	要求水準書(案)	「太陽光アレイの光の反射を考慮」の記載起因の確認	16	3	3.4	3.4.1				具体的な制約事項（航空法、景観法等）提示頂けますか？	土地開発規制は、No.18のとおりです。それ以外に関しては提案に即した対応をとってください。
138	要求水準書(案)	浄水池上部の有効な埋設深さの確認	16	3	3.4	3.4.1				浄水池上部の既設土盛り内に埋設構造物を設置してもよろしいでしょうか？また、設置可能な埋設深さ、土質の記載された図面の御提供を頂くことは可能ですか？	No. 132の通りです。
139	要求水準書(案)	浄水池耐震補強工事	16	3	3.4	3.4.1				浄水池の耐震補強工事の予定時期をご教示願います。	P F I 事業の設計・建設事業完了後に予定しています。
140	要求水準書(案)	太陽光アレイの設置場所	16	3	3.4	3.4.2				太陽光アレイの設置箇所は、添付資料別紙15に示す範囲内とありますが、提案時の配置から、受託後に県企業庁殿の責めにより見直しが必要となり、コストの増加が見込まれる場合、増加分に対して請求できるものと考えて宜しいでしょうか。	基礎形式の変更等によるものは事業者負担となります。
141	要求水準書(案)	太陽光アレイの設置場所	16	3	3.4	3.4.2				排水処理、発電機棟設置スペース、ケーキヤードスペースに空きスペースができた場合、太陽光アレイの設置場所として使用してもよろしいでしょうか？	問題ありません。
142	要求水準書(案)	太陽光アレイの設置場所	16	3	3.4	3.4.2				太陽光アレイ設置工事のコスト削減のため、浄水池北西側の斜面に太陽光アレイを設置してもよろしいでしょうか？	設置スペースBの範囲でお願いします。
143	要求水準書(案)	太陽光アレイの設置場所	16	3	3.4	3.4.2				太陽光アレイ設置工事のコスト削減のため、特高建屋直下（南西側）の斜面に太陽光アレイを設置してもよろしいでしょうか？	設置スペースAの範囲でお願いします。
144	要求水準書(案)	太陽光発電の出力	16	3	3.4	3.4.3				最大発電出力2,500kW以上は使用端での出力と考えれば宜しいでしょうか。（パワコンにより発電出力は目減りしますので発電端2500kWではクリアできません）	実施方針に関する回答 No.123の通りです（コージェネは使用端、太陽光はカタログスペックとします。）。
145	要求水準書(案)	出力	16	3	3.4	3.4.3				「最大発電出力は2,500kW以上とすること」とありますが、どのような条件下での出力と考えればよろしいでしょうか。具体的な条件をご提示ください。	No.144のとおりです。

実施方針等に関する質問書（回答）

〈要求水準書（案）〉

質問No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所						質問	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	イ) ii) 等		
146	要求水準書（案）	太陽光発電の最大発電出力	16	3	3.4	3.4.3				太陽光発電の最大発電出力2,500KW以上は公称値（カタログ値）でよろしいでしょうか？実際の現地据付稼働時では気象条件など諸条件により発電出力値が変わります。したがって最大値を発揮できる条件は、規格（JIS8918）上決められた条件のもとでしか発揮できませんので通常は、公称値（カタログ値）とさせていただきます。	No.144のとおりです。
147	要求水準書（案）	系統連系条件	16	3	3.4	3.4.4				系統連系において事前検討段階にて確認された連系方法で制約事項があればご教示願います。	実施方針に関する回答 No. 131の通りです。
148	要求水準書（案）	その他	16	3	3.4	3.4.5				「…使用部品は迅速に調達可能なもの」とありますが、迅速な期間とはどの程度でしょうか。	浄水場の運営に重大な支障を及ぼさない程度の期間を想定しております。
149	要求水準書（案）	太陽光発電撤去時の廃棄物処理	16	3	3.4	3.4.5				「廃棄物として処理に問題がない」とは具体的に何でしょうか。	実施方針に関する回答 No. 128の通りです。
150	要求水準書（案）	見学者対応	16	3	3.5					見学者スペースは脱水機棟又は発電設備棟に設置すると考えて宜しいですか。	ご質問の箇所に設置しても支障ありません。
151	要求水準書（案）	見学者対応	16	3	3.5					見学者への説明に必要なスペースとは、機材の見学の為のスペースであり、研修室等を指すものではないとの理解で宜しいでしょうか。	見学者施設の設備・備品等は、事業提案によります。
152	要求水準書（案）	見学者対応	16	3	3.5					見学者への説明に必要な機材とは、本事業に関わるもののみであり、浄水場全体を指すものではないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りですが、一般論で関与を示すものは必要と考えます。
153	要求水準書（案）	見学者対応	16	3	###					見学者対応業務について、想定されている年間の実施頻度をご教示ください。	（犬山）主な見学実績は、添付資料（153-A）のとおりです。
154	要求水準書（案）	見学者対応施設	16	3	3.5					見学者対応の施設、ユニバーサルデザインとする必要はありますか。またトイレは車椅子対応が必要でしょうか。	必要と考えます。
155	要求水準書（案）	見学者対応	16	3	3.5					「一度に受け入れる見学者は大人20名～」とありますが、見学者対応費用等を算出するため、年間の見学者数について過去5年間程度の実績を公表ください。	No.153のとおりです。
156	要求水準書（案）	建設期間中の業務	17	4	4.1	4.1.3				【工事監理者】とは、建設会社が配置する監理技術者ではなく、施主側の立場に立って工事が設計図書のとおり実施されているか確認する者と解して宜しいでしょうか。その場合、工事監理者は事業者より配置すると解して宜しいでしょうか。	建築士法に基づく工事監理と理解下さい。
157	要求水準書（案）	建設期間中の配置技術者要件	17	4	4.1	4.1.3				建設工事期間において、必要な配置技術者要件について御教示ください。監理技術者資格（機械器具設置・水道施設・電気等）等。	事業者は、法令等に従い必要な技術者を適宜配置してください。

実施方針等に関する質問書（回答）

〈要求水準書(案)〉

質問No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書(案) ・添付資料	質問項目 (タイトル)	対 応 頁	対応箇所						質問	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	i) ii) 等		
158	要求水準書(案)	完工確認証明書	17	4	4.1	4.1.3	(3)			金融機関としては、建設工事の完工確認証の写しを事業者より受領した上で融資を実行いたします。「事業者は建築基準法による検査済証の他、県企業庁が施設を使用するために必要な各種証明書等の交付を事前に取得すること」とございますが、完工確認証が交付されるという理解でよろしいでしょうか。	引き渡し前に完了検査を実施し、検査合格通知書を発出する予定でおります。
159	要求水準書(案)	電気工事	17	4	4.1	4.1.5				「…電気主任技術者の指示に従い施工すること」とありますが、施工中の段階確認が行われるイメージでしょうか。	停電等が必要な場合など、既設及び浄水場の保安、運用に影響を及ぼさないように施工頂くという主旨です。
160	要求水準書(案)	仮設電力	18	4	4.1	4.1.7	(2)			設備の試運転で使用するユーティリティ（排水処理設備）について、費目と負担者を明示ください。	用水以外は事業者負担とご理解ください。
161	要求水準書(案)	試運転	18	4	4.1	4.1.8				「事業者は設置した機械・電気設備について試運転を行い、個々の設備及び施設全体としての性能及び機能を確認すること。」とありますが、試運転予定日（期間）並びにその後の施設引渡し予定日についてご教示いただけますでしょうか。	試運転については、事業者の提案によるものと考えております。引き渡しは、H28年度末を予定しています。
162	要求水準書(案)	試運転時の電力	18	4	4.1	4.1.8				試運転時の電力については、浄水場からの供給は可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。但し、浄水場の稼働状況を考慮頂く必要があります。
163	要求水準書(案)	試運転に係る電気料金について	18	4	4.1	4.1.8				試運転（含む現地試験）に係る電力は既存電気設備から供給いただけると考えてよろしいでしょうか？	No.162のとおりです。
164	要求水準書(案)	試運転電力	18	4	4.1	4.1.8				単体、試運転、総合試運転時の電力を供給して頂くことは可能でしょうか。	No.162のとおりです。
165	要求水準書(案)	試運転	18	4	4.1	4.1.8				試運転時に必要な電力については、県企業庁殿から無償でご支給いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No.162のとおりです。
166	要求水準書(案)	試運転時の脱水ケーキ処理	18	4	4.1	4.1.8	(1)			総合試運転時に発生する脱水ケーキは、事業者の責任と費用負担において再生利用することとありますが、既設脱水設備から発生する脱水ケーキと合わせて再生利用することは可能との理解でよろしいでしょうか。	基本的には、事業者と県企業庁が、それぞれ再生利用をします。
167	要求水準書(案)	試運転 排水処理施設	18	4	4.1	4.1.8	(1)			脱水設備の総合試運転に使用する汚泥は県企業庁殿から無償で提供頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
168	要求水準書(案)	試運転 排水処理施設	18	4	4.1	4.1.8	(1)			脱水設備の総合試運転期間（性能確認を行う期間）は、事業者側提案という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
169	要求水準書(案)	総合試運転	18	4	4.1	4.1.8	(1)			総合試運転中における汚泥の処理費用については、事業者負担とし、県企業庁殿への請求は行わないということで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
170	要求水準書(案)	試運転 常用発電設備	18	4	4.1	4.1.8	(2)			常用発電設備の試運転期間（性能確認を行う期間）は、事業者側提案という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
171	要求水準書(案)	試運転 太陽光発電設備	18	4	4.1	4.1.8	(3)			太陽光発電設備の試運転期間（性能確認を行う期間）は、事業者側提案という理解で宜しいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

<要求水準書(案)>

質問No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書(案) ・添付資料	質問項目 (タイトル)	対応頁	対応箇所						質問	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	イ) ii) 等		
172	要求水準書(案)	国庫補助金	18	4	4.1	4.1.9				「(補助金の対象施設:尾張西部浄水場の排水処理施設及び犬山浄水場の常用発電設備)」とありますが、犬山浄水場の排水処理施設は対象外でしょうか。犬山浄水場の非常用発電設備は対象外でしょうか。また、常用発電設備は国庫補助となるのでしょうか。	実施方針No.139のとおりです。
173	要求水準書(案)	国庫補助金事務	18	4	4.1	4.1.9				「県企業庁が国庫補助金を申請した場合、事業者は書類作成、検査受検等の事務手続きを支援すること。(補助金の対象施設:尾張西部浄水場の排水処理施設及び犬山浄水場の常用発電設備)」との記載がありますが、資金調達計画に大きく影響するため以下を確認させてください。 ①「～国庫補助を申請した場合～」とありますが、申請しない場合もあるのでしょうか。 ②それぞれの施設において補助が受けられる範囲および補助率を御教示ください。	①申請しない場合もありますが、事業者資金計画には影響ありません(実施方針No.5)。 ②No.172のとおりです。
174	要求水準書(案)	補助金の対象施設	18	4	4.1	4.1.9				補助対象施設として「尾張西部浄水場の排水処理施設及び犬山浄水場の常用発電設備」とありますが、これらの施設的设计・建設業務に係る対価のうち、何割が国庫補助金(一時支払金)の対象となるのかご教示下さい。	No.172のとおりです。
175	要求水準書(案)	補助金の対象施設	18	4	4.1	4.1.9				補助対象施設として「尾張西部浄水場の排水処理施設」とありますが、犬山浄水場の排水処理施設は対象外(犬山浄水場の排水処理施設的设计・建設業務に係る対価は全額、割賦支払金になる)との理解でよろしいでしょうか。	No.173の通りです。
176	要求水準書(案)	補助金の対象施設	18	4	4.1	4.1.9				補助対象施設として「尾張西部浄水場の排水処理施設」の記載がありますが、実施方針資料5の図表5-1に記載されている排水処理施設的设计業務及び建設業務の全て(小分類項目全て)に係る費用が対象となるのでしょうか。(小分類項目のうち、補助対象外の業務がありましたらご教示下さい。)	原則、設備整備費本体が対象となりますので、小分類では脱水機等、脱水設備及び場内連絡管、発電機にかかる設計・建設分の予定です。
177	要求水準書(案)	補助金の対象施設	18	4	4.1	4.1.9				補助対象施設として「犬山浄水場の常用発電設備」の記載がありますが、実施方針資料5の図表5-1に記載されている常用発電設備的设计業務及び建設業務の全て(小分類項目全て)に係る費用が対象となるのでしょうか。(小分類項目のうち、補助対象外の業務がありましたらご教示下さい。)	No.176のとおりです。
178	要求水準書(案)	事業範囲	19	5	5.1	5.1.1				本項にて「詳細については5-5項に示す。」と記載されておりますが、具体的にどの項目を示しているのでしょうか。	5-5はP.21の5.5を指します。
179	要求水準書(案)	業務引き継ぎ	19	5	5.1	5.1.2				要求水準書(案)P.21 運転支援業務の引き継ぎについて、引継時期・期間はどの様にご予定されておりますでしょうか。ご教示願います。	現在実施している朝の引き継ぎを想定しています。
180	要求水準書(案)	業務引き継ぎ打合せ	19	5	5.1	5.1.5				県企業庁との業務引き継ぎ打合せは、土日休日を含めた毎日行うのでしょうか。また、犬山浄水場と尾張西部浄水場の各々の監督員に業務引き継ぎを行うのでしょうか。さらに、引き継ぎ時間帯について朝夕の指定はあるのでしょうか。	土日休日は県職員は不在ですが、朝の引き継ぎを想定しています。

実施方針等に関する質問書（回答）

〈要求水準書(案)〉

質問No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書(案) ・添付資料	質問項目 (タイトル)	対 応 頁	対応箇所						質問	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	イ) ii) 等		
181	要求水準書(案)	業務引き継ぎ打合せ	19	5	5.1	5.1.5				打合せを行う時間帯は事業者よりご提案できるのでしょうか。ご教示願います。	現在実施している朝の引き継ぎを想定しています。
182	要求水準書(案)	管理項目	19	5	5.2	5.2.1				「返送するろ液」とありますが、脱水機のろ液のみでしょうか。または、ろ液と洗浄排水を含む排水池への返送水でしょうか。	ろ液が対象ですが、貯留槽の出口が対象となります。
183	要求水準書(案)	管理項目	20	5	5.2	5.2.1	(4)			返送するろ液の水質について、想定される分析項目および測定頻度がありましたら教えてください。	基本的には、水質汚濁防止法によるものと考えます。
184	要求水準書(案)	ろ液の管理	19 20	5	5.2	5.2.1 5.2.3				管理項目として、返送するろ液の濁度や水質、量が規定され、濁度は20度を超えないこととされています。一方、ろ液および脱水機洗浄排水は貯留槽に受けてから返送するよう規定されています。この返送するろ液の管理は、貯留槽から排水池への返送水の管理と置き換えて考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
185	要求水準書(案)	運転管理業務	20	5	5.2	5.2.2	(1)			「適正に管理」とは、提案者の理解によることとしてよろしいか	日本水道協会「水道施設設計指針」に基づいてください。
186	要求水準書(案)	汚泥の引き抜き、移送	20	5	5.2	5.2.2	(1)			「ろ液の腐敗・・・」ではなく、正しくは「汚泥の腐敗・・・」でしょうか。 [どちらの視点も想定されるため、念のためのご確認です]	ろ液、汚泥の両方とお考えください。
187	要求水準書(案)	汚泥の引き抜き、移送	20	5	5.2	5.2.2	(1)			現在、脱水ろ液の腐敗・著しい水質悪化があり、防止するための措置として汚泥滞留時間を適正に管理されているとの理解で宜しいでしょうか。	現在はろ液の腐敗、水質悪化などは確認していません。
188	要求水準書(案)	ろ液の水質管理	20	5	5.2	5.2.3				返送するろ液濁度が20度を超える場合とありますが、このろ液濁度とはろ液を一旦貯留槽で受けた後、排水池へ返送する際のろ液濁度と理解して宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
189	要求水準書(案)	ろ液の水質管理	20	5	5.2	5.2.3				「・・・ろ液の濁度は20度を超えないこと」とありますが、ろ液濁度が20度を超えない過去の運用実績は評価の対象になるものと考えて宜しいでしょうか。	ろ液水質への対応に関する提案の一部と考えます。
190	要求水準書(案)	ろ液の水質管理	20	5	5.2	5.2.3				返送ろ液の水質管理基準として適応されるのは、水質汚濁防止法の一律排出基準でしょうか。愛知県の上乗せ排出基準も適応されますか。	水質汚濁防止法の基準に準拠することとしていますが、法令が適用される範囲ではない（処理工程の一部分）ので、上乗せは考えていません。 なお、本件については水質汚濁防止法の上乗せ条例はありません。
191	要求水準書(案)	ろ液の水質管理	20	5	5.2	5.2.3				「～返送するろ液の水質を監視し、記録すること。水質は原則、水質汚濁防止法を満足すること。」との記載がありますが、ろ液水質悪化の原因が原水由来の場合は事業者で低減させることが困難なため、原水由来のろ液水質悪化については事業者の責任とはならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
192	要求水準書(案)	ろ液の水質管理	20	5	5.2	5.2.3				「返送するろ液」とありますが、脱水機のろ液のみでしょうか。または、ろ液と洗浄排水を含む排水池への返送水でしょうか。	脱水機のろ液のみですが、貯留槽の出口となります。

実施方針等に関する質問書（回答）

〈要求水準書(案)〉

質問No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書(案) ・添付資料	質問項目 (タイトル)	対 応 頁	対応箇所						質問	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	イ) ii) 等		
193	要求水準書(案)	ろ液の水質管理	20	5	5.2	5.2.3				返送するろ液の水質・水量が浄水場の運転管理に支障とならないこととありますが、各浄水場から受け渡される汚泥の性状によるものであることが明確な場合、適用されないものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
194	要求水準書(案)	常用発電施設の運転維持管理業務	20	5	5.3	5.3.1				発電施設の管理に電気主任技術者の配置(非常勤)は必要ですか? また、その他必要資格はありますか?	別途、回答します。
195	要求水準書(案)	平常時の発電施設の運転管理	20	5	5.3	5.3.2				昼間の有人管理の人数については、事業者提案という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
196	要求水準書(案)	平常時の発電施設の運転管理	20	5	5.3	5.3.2				昼間は有人管理とありますが、排水処理施設の運転管理者が発電施設の運転管理を兼務することは可能と考えますが宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
197	要求水準書(案)	平常時の発電施設の運転管理	20	5	5.3	5.3.2				「運転の停止は有人で行う」とありますが、夜間のピークカット運転開始は無人でも可能と考えますが宜しいでしょうか。	コージェネレーション設備の運転停止は、有人でお願いします。
198	要求水準書(案)	発電施設の運転管理	21	5	5.3	5.3.2				ピークカット運転を夜間に実施する場合は、遠方からの無人運転でも良いでしょうか。	No.197のとおりです。
199	要求水準書(案)	平常時の発電施設の運転管理	20	5	5.3	5.3.2				「運転の停止は有人で行う」とありますが、夜間のピークカット運転は非定常状況であり、事業者側ではいつ停止するか判断できないことから、同運転の停止は無人(自動停止)でも可能とさせていただきます。	No.197のとおりです。
200	要求水準書(案)	平常時の発電施設の運転管理	20	5	5.3	5.3.2				常用発電設備の昼間有人管理とのことですが、その理由を教えてください。また、管理員に資格等の条件はありますか。	別途、回答します。
201	要求水準書(案)	非常時の発電施設の運転管理	20	5	5.3	5.3.3				ブラックアウト対策は本項目に含まれるものと考えますが、宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
202	要求水準書(案)	非常時の発電施設の運転管理	20	5	5.3	5.3.3				無人で非常時の運転を開始し、停止操作をする者が120分以内で大山浄水場に到着したが、その前に運転の必要なくなった場合、継続分の運転に対する対価及び燃料費は県企業庁殿の負担と考えますが宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
203	要求水準書(案)	平常時の発電施設の運転管理	21	5	5.3	5.3.2				夜間のピークカット運転において、想定される運転頻度がありましたらご教示ください。	実績から、年間100日(回)程度で、1回当り3~5時間程度を見込んでおります。 また、夏、冬に運転が多い傾向にあります。
204	要求水準書(案)	常用発電のピークカット運転発電対価	21	5	5.3	5.3.2				発電設備のピークカット運転の変動費単価は運転時間のみの評価であり、発電量kWhは評価されないのでしょうか。	実施方針に関する回答 No.198の通りです。
205	要求水準書(案)	発電施設の運転管理	21	5	5.3	5.3.2				ピークカット運転については、事前に事業者へ伝達して頂けずでしょうか。	運転管理業務の請負者から最低30分前には連絡して頂くことを考えております。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈要求水準書(案)〉

質問No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書(案) ・添付資料	質問項目 (タイトル)	対応頁	対応箇所						質問	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	ii) 等		
206	要求水準書(案)	発電施設の運転管理	21	5	5.3	5.3.2				ピークカット運転を停止する場合でも有人での対応が必須となっていますが、仮にピークカットの発生状況が事前に把握できないと24時間有人での対応しかできません。ピークカット運転をスムーズに行なうためにもピークカット運転は120分以上継続して継続していただけないでしょうか。	コージェネレーション設備の有人対応はあくまで停止時のみとしております。 なお、犬山浄水場における過去の実績から120分未満の運転はないと想定してありますが、運転の延長（継続）は燃料費などの負担はあるものの認める方向で検討しております。
207	要求水準書(案)	非常時の発電施設の運転管理	21	5	5.3	5.3.3				停止操作をする者が120分以内に到着しなかった場合、罰則規定が設定されるのでしょうか。	サービス購入料の減額等は予定しておりませんが、当該事象が原因で企業庁及び第三者に損害を与えた場合、賠償の対象と考えます。
208	要求水準書(案)	非常時の発電設備の運転管理	21	5	5.3	5.3.3				東日本大震災のような広域災害発生時や、台風等による集中豪雨発生時には身の安全を第一に考えて行動するため120分以内の現場到着が困難な場合が想定されます（現場へ向かう道中が障害物等により通行できないこともあり得ます）。ゆえに、現場到着時間が120分を超えた場合についてはその事由により柔軟な対応を協議させて頂き下さるよう要望致します。	S P CのBCPなどを参考とし、実際の状況を勘案のうえ判断することとします。
209	要求水準書(案)	非常時の発電設備の運転管理	21	5	5.3	5.3.3				「無人で非常時の運転を開始した場合は、起動を確認してから120分以内に停止操作をする者を犬山浄水場へ到着させること。」とありますが、停止操作を有人とする理由を御教示ください。 （夜間ピークカット運転時、非常時の運転時双方とも有人による運転停止が求められています。常用発電設備は自動停止回路構築が可能であるため、有人に拘る理由を御教示ください）	犬山浄水場においては、 ①運転管理を委託していること ②運転回数は1回とは限らないこと ③運転が必要な時間が不明であることから、電力供給面、運転管理面、保安面などから有人とさせて頂きます。
210	要求水準書(案)	非常時の発電施設の運転管理	21	5	5.3	5.3.3				「非常時の運転を開始した場合は、起動を確認してから120分以内に停止操作をする者を犬山浄水場へ到着させること」とありますが、ここにある「非常時」とは停電時を指すものであり、夜間ピークカット対応の発電機運転は非常時の運転ではないので、人が不在時でも自動停止させてよいと考えてよろしいでしょうか？	コージェネレーション設備の停止は、すべての場合において、有人による停止操作により実施してください。
211	要求水準書(案)	LNGサテライト	21	5	5.3	5.3.4				窒素ガス等の資機材は事業者が調達との記載は、サテライト設備は事業者にて建設することの意味ですか。	ご理解の通りです。
212	要求水準書(案)	LNGサテライトの受入資格	21	5	5.3	5.3.4				LNG受入にあたり、「第一種压力容器取扱作業主任者」の資格保有者は必要でしょうか。	法令の規定に従ってください。
213	要求水準書(案)	LNGサテライトの受入資格	21	5	5.3	5.3.4				LNG受入にあたり、「CE（コールドエバポレータ）受入側保安責任者」の資格保有者は必要でしょうか。	不要です。
214	要求水準書(案)	FITに関するデータ	21	5	5.4					FITに関するデータとありますが、(2)～(6)に主な必要データは列記されていると考えています。具体的に何のデータでしょうか。	(2)～(6)のことです。
215	要求水準書(案)	太陽光発電設備の運転管理業務	21	5	5.4					FITに関するデータとは、どのようなものでしょうか？	No.214の通りです。

実施方針等に関する質問書（回答）

〈要求水準書(案)〉

質問No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書(案) ・添付資料	質問項目 (タイトル)	対 応 頁	対応箇所						質問	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	i) ii) 等		
216	要求水準書(案)	運転支援業務	21	5	5.5	5.5.1				「犬山浄水場及び尾張西部浄水場の排泥池と濃縮槽について、運転支援業務を行うこと。運転支援業務とは、県企業庁が所管する排水処理設備について、事業者が日常点検を含む運転管理だけを行う業務である。表5.1に一覧表を示す。」とあり、【6.1.2保守・点検の実施】には、「事業者は、各設備について、常に正常な機能を維持できるよう設備ごとに作成した設備保守・点検計画に従って定期的に保守・点検を行うこと。点検により設備等が正常に機能しないことが明らかになった場合又は何らかの悪影響を及ぼすと考えられた場合には、適切な方法(修理、交換、分解整備及び調整等)により対応すること。」とあります。運転支援業務には、「適切な方法(修理、交換、分解整備及び調整等)により対応すること。」は含まれるのでしょうか。「適切な方法(修理、交換、分解整備及び調整等)」は、県企業局の範囲と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
217	要求水準書(案)	業務内容	21	5	5.5	5.5.1				「事業者が日常点検を含む運転管理だけを行う業務」とありますが、排水池や濃縮槽等の清掃業務は業務対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、清掃時の引き抜き・移送など、協力が必要な場合があります。
218	要求水準書(案)	汚泥引抜き業務	22	5	5.5	5.5.1				排水池の汚泥移送ポンプ、濃縮槽の汚泥ポンプの運転は、運転員が介在して運転操作を行っているのでしょうか。	(犬山) 排泥池から濃縮槽への移送は、運転員が引抜き側と受入側の槽を選択し、濃縮槽の界面を確認しながら運転停止操作します。濃縮槽から排水処理棟汚泥貯留槽への移送は、運転員が引き抜き濃縮槽を選択し、汚泥貯留槽の水位により自動で運転停止します。 (尾張西部) 原則、濃縮槽の管理まで側面で行っています。濃縮槽の引抜き以降は排水処理棟側で操作しており、運転方法は以下の通りです。 引抜き濃縮槽の選択：毎日手動で引抜き槽を交互選択 汚泥移送の運転：汚泥貯留槽液位によるポンプ2台の自動交互運転
219	要求水準書(案)	し渣の除去と処分	22	5	5.5	5.5.1				犬山浄水場における現在のし渣除去及び処分の作業頻度をご教授願います。	No.222、226、302のとおりです。
220	要求水準書(案)	汚泥移送、汚泥引抜き業務分担表	21	5	5.5	5.5.1	表5.1			汚泥移送の運転操作業務において、万が一故障が発生し、日常の排水処理の停止を要する事態が発生した場合の以下処置については、県企業庁殿の責任所掌と理解して宜しいですか。①修理の手配およびに処置②故障停止期間が長期化した場合の送泥手段の確保等の復旧対応	県企業庁側に管理責任があるものについては、ご理解のとおりです。
221	要求水準書(案)	運転管理業務	22	5	5.5	5.5.1	表5.1			表5-1の×は、事業者が行ってはいけない業務との理解でよろしいでしょうか	行う必要がない業務です。
222	要求水準書(案)	汚泥移送、汚泥引抜き業務分担表	22	5	5.5	5.5.1	表5.1			汚泥ストレーナーの点検・清掃頻度は事業者の提案によるものと考えて宜しいでしょうか。また、現状の点検・清掃頻度をご教示ください。	(犬山) 排泥池の除塵機は、毎日点検し、し渣があれば除去しています。排泥池汚泥移送ポンプストレーナは、詰まりがあれば清掃しています。濃縮槽汚泥スクリーンは、月1回清掃しています。
223	要求水準書(案)	汚泥移送、汚泥引抜き業務分担表	22	5	5.5	5.5.1	表5.1			し渣の除去と処分の頻度は事業者の提案によるものと考えて宜しいでしょうか。別紙17の現状のし渣処分量、し渣処分回数の同等以上とする必要はありますでしょうか。	No.222、226、302のとおりです。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈要求水準書(案)〉

質問No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書(案) ・添付資料	質問項目 (タイトル)	対 応 頁	対応箇所						質問	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	ii) 等		
224	要求水準書(案)	運転支援業務	22	5	5.5	5.5.1	表 5.1			表5.1の業務分担表において、◎：主体となって業務を行う対象と○：業務を行う対象の具体的な区分についてご教授いただけますでしょうか。	作業は協力して実施しますが、責任の所在を示しているものです。
225	要求水準書(案)	汚泥移送、汚泥引抜き業務分担表	22	5	5.5	5.5.1	表 5.1			主体となって業務を行う対象◎と、業務を行う対象○が区別されていますが、○は◎の指示のもとで業務を行うことがあるとの理解で宜しいでしょうか。	事業者側の円滑な業務履行に必要なものも想定されるので、打ち合わせのうえで実施するものとご解釈ください。
226	要求水準書(案)	汚泥移送、汚泥引抜き業務分担表	22	5	5.5	5.5.1	表 5.1			「濃縮槽」の「し渣の除去と処分」について、現状のし渣の処分方法をご教示願います。また、支援業務であることから現状の処分方法を踏襲する考えで宜しいでしょうか。	(犬山) 除去したし渣は、場内の所定の場所に集積しています。集積したし渣は、県がごみ処理委託している業者が、月1回搬出処分します。
227	要求水準書(案)	運転支援業務	22	5	5.5	5.5.1	表 5.1			犬山浄水場のし渣の除去と処分について、事業者が主体となって業務を行うこととなっておりますが、し渣の除去と場内所定の場所までの集積業務が事業者、場外の処分地への運搬を含む最終処分は貴県にて行うとの理解でよろしいでしょうか。	(犬山) そのとおりです。
228	要求水準書(案)	報告義務	22	5	5.5	5.5.3			別紙 17	日常点検業務としている、排泥池、濃縮槽の各機器毎日点検は、平日毎日(土日、振替休日・国民の休日・年末年始を除く毎日)との理解でよろしいでしょうか。また、事業者が業務を実施する場合、点検頻度、方法等は貴県と協議のうえ変更可能でしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、排水処理業務については業務実施日が平日のみを規定していません。
229	要求水準書(案)	修繕業務	23	6	6.1	6.1.3				「必要に応じた設備の修繕を行うこと」とありますが、大規模修繕を含み、全ての修繕業務が事業範囲になっているという理解でよろしいでしょうか。それとも、本事業の範囲外となる修繕業務はありますか。	ご理解のとおりです。
230	要求水準書(案)	保守・点検、修繕業務の記録、保管及び提出	23	6	6.1	6.1.4				記録の保管方法は、データ及びCD-R等電子媒体によるものでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、ウイルスチェックを行うとともにファイル形式は汎用ソフトウェアへの対応に配慮してください。
231	要求水準書(案)	保安全管理、緊急対策対応業務	23	6	6.1	6.1.5				各設備の防火責任者とありますが、各設備責任者を兼任してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
232	要求水準書(案)	維持管理の範囲	23	6	6.2	6.2.1				別紙9の区域で、事業者が使用しない範囲は維持管理対象外で宜しいでしょうか。	使用しなくてもPFIの事業エリアは維持管理対象です。
233	要求水準書(案)	電気・計装設備	24	6	6.2	6.2.2				閲覧資料 別紙5.1(P5-1-1)犬山浄水場電気設備分界点概念図について、事業者管理範囲を示す赤色破線の一部が低圧配電設備まで伸びていますが誤記との理解でよろしいでしょうか(閲覧資料 別紙5.2(P5-2-1)尾張西部浄水場については破線が伸びていないため確認するものです)。また、閲覧資料 別紙5.1(P5-1-1)犬山浄水場電気設備分界点概念図および5.2(P5-2-1)尾張西部浄水場電気設備分界点概念図について、低圧配電設備から排水処理棟の低圧分岐盤へのつなぎごみは貴県にて行われるとの理解でよろしいでしょうか。	誤記です。低圧配電盤から排水処理への接続ケーブルは、敷設は事業者、管理は県企業庁です。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈要求水準書(案)〉

質問No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書(案) ・添付資料	質問項目 (タイトル)	対 応 頁	対応箇所						質問	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	ii) 等		
234	要求水準書(案)	電気・計装設備	24	6	6.2	6.2.2				自家用電気工作物の保安点検について、電気事業法第43条第1項の電気主任技術者は貴県にて選任されるのでしょうか（P17、4.1.5建設期間中の電気主任技術者は貴県にて選任する事となっているため確認するものです）。	別途、回答します。
235	要求水準書(案)	保安業務	24	6	6.3					ここで言う保安業務とは、警備業法上の警備業務では無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
236	要求水準書(案)	保安業務計画書	24	6	6.3	6.3.1				既存セキュリティシステムの構成等をご教示ください。	（犬山）No.6のとおりです。外周に浸入感知センサーを配置した機械警備システムによる警備業務を委託により実施しています。又、正門及び裏門を監視できるITVカメラを設置し、中央管理室のモニターにより監視しています。 （尾張西部）No.6のとおりです。
237	要求水準書(案)	保安業務計画書	24	6	6.3	6.3.1				浄水場の既存セキュリティシステムの詳細をご教示願います。	No.236のとおりです。
238	要求水準書(案)	防犯、緊急対応	24	6	6.3	6.3.2				「防災に関する訓練を定期的実施すること」とありますが、実施頻度は事業者の提案によるものと考えて宜しいでしょうか。	常識の範囲内でご理解のとおりですが、企業庁の行う防災訓練へのご協力をお願いいたします。
239	要求水準書(案)	防犯、緊急対応	24	6	6.3	6.3.2				「建築物等に・・・」書かれていますが「等」には太陽光発電設備を含んでいると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
240	要求水準書(案)	脱水ケーキの再生利用	27	7	7.1					犬山浄水場および尾張西部浄水場における脱水ケーキの有価利用、非有価利用の実績をご開示願います。	閲覧使用をご参照ください。
241	要求水準書(案)	脱水ケーキの再生利用	27	7	-	-	-	-	-	脱水ケーキの再生利用に関し、利用先検討のため、売却先と個々の売却量、産廃処分先と個々の処分量について、過去5年間程度の実績をご教示いただけないでしょうか。	閲覧使用をご参照ください。
242	要求水準書(案)	脱水ケーキの再生利用業務	27	7	7.1		(1)			有価利用の定義は、脱水機ケーキ販売価格に有価利用先までの運搬費を加算した金額を有価利用先が負担するものと考えますが、宜しいでしょうか。	実施方針に関する回答 No.220の通りです。
243	要求水準書(案)	脱水ケーキの再生利用業務に関する要求水準	27	7	7.1		(1)			有価利用可能量は、事業者が2浄水場合計の値を提案するものとし、1,700t-ds/年以上を提案すること。との記述があります。しかしながら、現状設備で有価利用されている、脱水ケーキの性状（含水率）に関する記述はありません。現状設備で有価利用されている脱水ケーキの性状と有価利用量をご教示下さい。 また、現状設備と同等性状の脱水ケーキを製造すれば、施設更新後も引き続き、同じケーキ再利用企業に再生処理を委託できると考えてよろしいでしょうか。	前段については閲覧資料をご参照ください。 後段については、当方もそのように想定していますが、保証されるものではありません。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈要求水準書(案)〉

質問No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書(案) ・添付資料	質問項目 (タイトル)	対応頁	対応箇所						質問	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
244	要求水準書(案)	脱水ケーキ	27	7	7.2					脱水ケーキの販売店を場内に設けても良いでしょうか。	浄水場という施設の性質上、不特定多数の方が立ち寄り一般の店舗形式は認められません。
245	要求水準書(案)	非有価利用料の確認	27	7	7.4		(2)			非有価利用分については、事業者が排出事業者としてマニフェストを発行することとありますが、有価・非有価に限らず、本来、施設の所有者及び水利権を有する県企業庁が排出事業者になると考えられますが、本件についてご教示願います。(PFI事業者の所有物から脱水ケーキが生成されないと考えます)	実施方針に関する回答 No.230の通りです。
246	要求水準書(案)	脱水ケーキの算定	28	7	7.5					定期的に計測する引き抜き汚泥濃度から脱水ケーキの乾燥重量を算定とありますが、濃縮槽引抜汚泥濃度の計測頻度は事業者の提案によるものとの理解で宜しいでしょうか。	提案を基に協議することとします。
247	要求水準書(案)	産業廃棄物処理業の許可	28	7	7.6					SPCが産業廃棄物処理業の許可を受ける必要があるとの解釈で宜しいですか。	ご理解のとおりです。
248	要求水準書(案)	産業廃棄物処理施設の許可	28	7	7.6					「事業者は～産業廃棄物処理業の許可を受けること。」とありますが、産業廃棄物処理施設の設置の許可についても事業者にて申請するものとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針No.7のとおりです。
249	要求水準書(案)	産業廃棄物処理業の許可	28	7	7.6					事業者が廃掃法に基づき産業廃棄物処理業の許可を受けることとなっていますが、民間事業者が浄水場発生活泥の排出事業者となることが可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
250	要求水準書(案)	産業廃棄物処理業の許可	28	7	7.6					廃掃法上の技術管理者について確認させてください。 ①常駐は必要でしょうか。 ②尾張西部・犬山浄水場の兼任は可能と考えますが宜しいでしょうか。	所管行政庁である尾張県民事務所資源環境推進課へご確認願います。
251	要求水準書(案)	事業完了時の引き渡し	29	8	8.1					「～著しい損傷が無い状態で、県企業庁に引き渡すこと。」との記載がありますが、「著しい損傷が無い状態」とは、経年劣化等は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
252	要求水準書(案)	見学者対応	29	8	8.2					見学者用パンフレット等について、教えてください。 ①パンフレットの作成部数は何部を想定されていますか。 ②パンフレット以外のもので啓発設備の想定はありますか。	①別に示す見学者の実績を参考としてください。 ②事業者の見学者対応の提案によると考えます。
253	要求水準書(案)	見学者対応	29	8	8.2					見学者からの依頼窓口は県企業庁様に対応し、事業施設での見学者対応は事業者が行うとの理解でよろしいでしょうか。また見学者人数等は県企業庁様から事前に連絡をいただくとの理解でよろしいでしょうか。	見学者の受付を含め事業者が見学者対応を行います。
254	要求水準書(案)	見学者対応	29	8	8.2					見学者対応は事業者が行うこととなっておりますが、見学受付窓口も事業者とし、見学内容・スケジュール調整も事業者にて行うとの理解でよろしいでしょうか。また、見学者のスケジュール調整は事業者都合を優先して行えるとの理解でよろしいでしょうか(貴県へは事前・事後報告のみ)。	前段については、No.253の通りです。 後段については、その通りです。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈要求水準書(案)〉

質問No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書(案) ・添付資料	質問項目 (タイトル)	対 応 頁	対応箇所						質問	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	イ) ii) 等		
255	要求水準書(案)	見学者対応	29	8	8.2					見学者の受付は貴県にて実施頂き、現場での対応を事業者で実施するとの理解でよろしいでしょうか。また、その際、業務に支障のない範囲で見学者対応を実施し、状況によっては受け入れをお断りすることも可能との理解でよろしいでしょうか。	No.254の通りです。
256	要求水準書(案) 添付資料	ろ過面積	1	別紙 1						『要求水準書(案)別紙2に示する過面積は事業者が提案書を作成するための参考として提示するものであり、要求水準を規定するものではない。』と記載されていることより、事業者により実施した脱水試験などにより実証されたデータに基づいたろ過面積や型式にて要求水準書(案)に記載されたろ過面積や型式とは異なる提案をしても良いと考えて良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。 両浄水場毎に必要な処理能力等を保有していれば、ろ過面積、型式は問いません。
257	要求水準書(案) 添付資料	ろ過面積	1	別紙 1						事業者により実施した脱水試験などにより実証されたデータを基にろ過面積や型式を変更しても構わないと仮定した時、提案内容が参考ろ過面積に比べ小さくなる場合は提案としてどのような評価となるのでしょうか。	脱水機のろ過面積を直接評価することはありませんが、結果として、省スペースや軽量化などにより全体整備費が圧縮されるなど、間接的に評価が反映できると考えています。
258	要求水準書(案) 添付資料	脱水機の型式選定について	1～5	別紙 1						別紙1には、発生汚泥量、脱水機ろ過面積等の算定根拠についての記載があり、長時間、短時間型の脱水機の運転時間、ろ過面積等の算定根拠が示されています。 平成26年1月8日（水）の実実施方針等に関する説明会では別紙1の内容はあくまでも参考であり、脱水機の選定は、事業者提案とするとのご説明がありました。 実施方針、要求水準書(案)、要求水準書(案)添付資料に記載の内容を満足できる脱水機であれば、事業者提案として自由に型式選定が出来るとの考えでよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
259	要求水準書(案) 添付資料	脱水機計画内容	3	別紙 2						別紙2に示す脱水機のろ過面積については、要求水準を規定するものではないとのことですが、型式の長時間も要求水準を規定するものではなく、長時間、中時間、短時間を採用しても良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
260	要求水準書(案) 添付資料	脱水機計画内容	3	別紙 2						別紙2の計画給水量とは、別紙5から推計したものでしょうか。	ご理解の通りです。
261	要求水準書(案) 添付資料	脱水機規模算定表	4	別紙 3						犬山の平均濁度時において、汚泥濃度2.81%時のろ過速度設定が0.404kg/m ² ・hですが、別紙8(P20～22)に示す運転実績に比べ最大2倍以上の差異があります。ろ過速度の設定根拠をご教示願います。	別紙3を一部訂正いたします。
262	要求水準書(案) 添付資料	脱水機規模算定表	4	別紙 3						高濁度時における各浄水場毎のろ過速度設定根拠をご教示願います。	5カ年の濁度とろ過速度の関係を回帰式で求め、設定濃度で決定したものです。
263	要求水準書(案) 添付資料	脱水機規模算定表	4	別紙 3						尾張西部における脱水機の必要ろ過面積が、現況設備のろ過面積に比べ不足しています。設備の運転に支障ない程度の許容範囲と理解して宜しいでしょうか。	運転実績については資料にてお示ししていますが、土・日・休日も稼働しています。

実施方針等に関する質問書（回答）

〈要求水準書(案)〉

質問No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書(案) ・添付資料	質問項目 (タイトル)	対応頁	対応箇所						質問	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	イ) ii) 等		
264	要求水準書(案) 添付資料	排熱利用時のろ過速度	5	別紙 3						短時間型のろ過速度について、排熱利用有りの場合は30%増とあります。これはスラッジ加温によるろ過速度向上と認識して良いのでしょうか。またその時のスラッジ温度は何度を想定しているのでしょうか。	前段についてはご理解の通りです。後段について、スラッジ温度はメーカーヒアリングにより、40度強としています。
265	要求水準書(案) 添付資料	脱水機規模算定表	5	別紙 3						表中の機種欄が”長時間”となっていますが、正しくは”短時間”でしょうか。	訂正いたします。
266	要求水準書(案) 添付資料	脱水機規模算定表	5	別紙 3						汚泥濃度と汚泥処理量の数値が前頁(長時間型)シートと異なります。誤記でしょうか。	訂正いたします。
267	要求水準書(案) 添付資料	ケーキヤード容量の設定	6	別紙 3	1					ケーキヤード容量、貯留量について、ケーキ発生量から求められる数値と、概略寸法から求められる数値に差異があります。法令を遵守した上での事業者提案による容量との考え方で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
268	添付資料	ケーキヤード容量	6	別紙 3	1	1)				事業者提案範囲ではありますが、参考ケーキヤード容量は以下の通りではないでしょうか？ 犬山ケーキ量：13.79÷(1-60%)÷0.8=43.09m3 → 603m3 尾張西部ケーキ量：13.28÷(1-60%)÷0.8=41.50m3 → 581m3 (計画固形物量から割り戻す際に60%で割り戻していることによる誤りではないでしょうか？)	訂正いたします。
269	要求水準書(案) 添付資料	汚泥発生量に関する運転実績	7	別紙 4						犬山の活性炭注入に関して、H20のみ5日間の活性炭注入が見られます。この時に注入した目的や理由をご教授いただけますでしょうか。	(犬山) カビ臭対策です。
270	要求水準書(案) 添付資料	汚泥発生量に関する運転実績	8	別紙 4						尾張西部のH23の活性炭注入に関して、注入量が計上されていますが、注入日数(日)および注入率は0となっております。活性炭注入の実績の有無についてご教授いただけますでしょうか。	(尾張西部) 平成23年4月29日18:00～4月30日19:00 取水口漂着軽油ポリタンク破損による油混入。沈砂池油吸着マット布設、活性炭注入10ppm 平成23年8月24日19:40～8月25日15:00 カビ臭。原因不明(上流排水機場運転によるカビ臭物質排出によるものと推測) 活性炭注入10ppm
271	要求水準書(案) 添付資料	浄水場発生土処理状況調書	16	別紙 6						本表の発生土処理量について、前年度の繰越量と発生量の合計から貯留減量と産廃処分量と場内貯留量を差し引いた量が、再生利用として有価利用されている量と考えてよろしいでしょうか。また本表の単位はm3/年でよろしいでしょうか。	訂正いたします。単位はm3です。
272	要求水準書(案) 添付資料	別紙6 浄水場発生土処理状況調書	16～ 18	別紙 6						本資料中の単位は(m ³)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。訂正いたします。
273	要求水準書(案) 添付資料	別紙6の各調書について	16、 17	別紙 6						別紙6の各調書の表について、数値の単位が示されていませんので、ご教示くださいますようお願いいたします。	No.272の通りです。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈要求水準書(案)〉

質問No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	質問項目 （タイトル）	対 応 頁	対応箇所						質問	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	i) ii) 等		
274	要求水準書（案）添付資料	別紙6	16～18	別紙6						表中の「譲与」「売却」の数量が空欄になっておりますが、ご教示ください。	閲覧資料9. 1をご確認ください。
275	添付資料 別紙8	浄水場機械脱水処理状況調査	22	別紙8						尾張西部浄水場 平成24年度のケーキ平均含水率が低すぎるのは誤りではないでしょうか？	訂正いたします。
276	要求水準書（案）添付資料	浄水場機械脱水処理状況調査	22	別紙8						尾張西部浄水場の平成24年度データにおいて、ケーキ平均含水率に誤記が見られますので、正しい値をご提示願います。	訂正いたします。
277	要求水準書（案）添付資料	設置可能スペース	23	別紙9						犬山浄水場の脱水機棟・発電機棟設置スペースには、植採、地中のフューム管、側溝内にケーブルがありますが、これらの対応方法（撤去または移設か）と所掌をご教示お願いいたします。	基本的に移設となります。
278	要求水準書（案）添付資料	犬山浄水場全体平面図	23	別紙9						今回、太陽光、建屋建設可能範囲として提示されている部分に樹木などの干渉はないと考えて宜しいでしょうか？	一部あると思われませんが、移設若しくは植栽によりご対応頂ければ結構です。
279	要求水準書（案）添付資料	設置位置	23	別紙9						常用発電設備設置場所の南側道路（敷地外）をLNGローリの駐車、給ガスに利用することは可能でしょうか。	浄水場へのLNG搬送ルート（公道）については、支障はないと供給事業者から聞いています。 LNGの荷卸しは、浄水場内で行うこととさせていただきます。
280	要求水準書（案）添付資料	設置位置	23	別紙9						太陽光設置スペースをLNGローリの駐車、給ガススペースに利用することは可能でしょうか。	設備レイアウトは、事業者提案によります。
281	要求水準書（案）添付資料	設置位置	23	別紙9						事業者範囲には場内道路のスペースは含まれていないと解釈してよろしいでしょうか。	詳細データは別途お示しいたします。
282	要求水準書（案）添付資料	PFI事業者管理対象範囲	23	別紙9						犬山浄水場の西側エリアは荒地となっておりますが、事業者側が提案内容に合わせた必要エリアの雑草処分、樹木の伐採など整地を行うものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
283	要求水準書（案）添付資料	PFI事業者管理対象範囲	23 25	別紙9						事業者の管理対象範囲を示す赤枠について、具体的な位置を示す寸法の記載がないため本図では概ねの位置とし、具体的な位置については事業開始以降に県企業庁殿と協議し決定するものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
284	要求水準書（案）添付資料	PFI事業者管理対象範囲	23 25	別紙9						各棟の配置関係は、赤枠で示す概ねの位置で決定するものではなく、事業者の提案によるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
285	要求水準書（案）添付資料	PFI事業者管理対象範囲	24	別紙9						現地説明会において尾張西部浄水場の排水処理棟設置スペース、ケーキヤードスペースは天日乾燥床の拡張予定地内のご説明でした。現地にて水路のような構造物を確認いたしましたが、これは企業庁殿による撤去及び整地の後に事業者に受け渡されるもの理解で宜しいでしょうか。	撤去は必要ありません。ただし、事業の支障となる場合は、県企業庁と設計協議の上、事業者で撤去してください。
286	要求水準書（案）添付資料	設置可能スペース	25	別紙9						尾張西部浄水場の脱水機棟設置スペースに堀と配管がありますが、これは、事業者で撤去するものでしょうか。また、その他に埋設物はありますか。	No.285のとおりです。なお、資料はNo.286-Bのとおりです。

実施方針等に関する質問書（回答）

<要求水準書(案)>

質問No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書(案) ・添付資料	質問項目 (タイトル)	対応頁	対応箇所						質問	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	i) ii) 等		
287	要求水準書(案)添付資料	PFI事業者管理対象範囲	24	別紙9						現地説明会において尾張西部浄水場の排水処理棟設置スペース、ケーキヤードスペースに水路のような構造物を確認いたしましたが、これらの撤去及び整地が本事業の対象となる場合、その対象範囲は排水処理棟設置スペース、ケーキヤードスペースのみと考えて宜しいでしょうか。	No.285のとおりです。
288	要求水準書(案)添付資料	尾張西部浄水場全体平面図	25	別紙9						尾張西部浄水場の排水処理棟とケーキヤードの設置スペースが図示されており、現地見学会にて確認したところ、設置スペースの周囲に幅約3m深さ約1m程度のコンクリート製排水路のような構造物がありますが、この「排水路」の内側が設置スペースとなるのでしょうか。	No.285のとおりです。
289	要求水準書(案)添付資料	PFI事業者管理対象範囲	24	別紙9						事業者への用地受渡し時点での、各事業用地の地盤高さをご教示願います。	西側の太陽光発電設置場所以外は、添付測量図の通りです。
290	要求水準書(案)添付資料	PFI事業者管理対象範囲	24	別紙9						雨水排水計画の立案の為、既存の雨水排水経路が分かる資料のご提示をお願い致します。	別途提示致します。
291	要求水準書(案)添付資料	PFI事業者管理対象範囲	24	別紙9						事業用地として指定されている範囲は既存の場内道路に面していない箇所もあると思われませんが、事業用地までの場内道路は企業庁殿にて整備いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	事業範囲内の必要な設備は事業者側で整備願います。
292	要求水準書(案)添付資料	設置位置	25	別紙9						尾張西部浄水場の排水処理設置範囲には、トラックスケール設置スペース、場内道路は含まれていないと解釈してよろしいでしょうか。	No.293のとおりです。
293	要求水準書(案)添付資料	設置位置	25	別紙9						尾張西部浄水場の排水処理設置範囲は、トラックスケール設置スペースも考慮すると、赤着色部以外の用地も必要と考えます。天日乾燥床1池は事業範囲として利用可能と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
294	要求水準書(案)添付資料	設置位置	26	別紙10						添付資料 別紙10の常用発電設備設置場所は、排水処理設備、トラックスケール、LNGサテライト設備の全てを含む敷地でしょうか。	ご理解の通りです。ただし事業範囲におけるレイアウトは任意です。
295	要求水準書(案)添付資料	設備設置スペースの既存構造物及び植栽の扱い	26及び32	別紙10、15						現地見学会にて、設備設置場所に既存構造物及び植栽がありますが、建設開始時の引き渡し状況、またその内容により、解体及び伐採の可否、復旧移植等に有無、処分の区分を提示頂けますか？	別途提示致します。
296	要求水準書(案)添付資料	設備設置スペース間の配線ルートの確認	26及び32	別紙10、15						設備設置スペース間の配線ルート設置可能スペースの提示をお願いします。	事業者管理対象範囲は自由に使用可能です。
297	要求水準書(案)添付資料	設備設置スペース(法面を含む)の埋設既存構造物の確認	32	別紙15						現地見学会にて、埋設構造物なしとの説明がありました、法面についても同様と考えてよろしいでしょうか？	(犬山)浄水池北側斜面の給水配管、電線路の図面を添付します(別添297-A)。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

<要求水準書(案)>

質問No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書(案) ・添付資料	質問項目 (タイトル)	対 応 頁	対応箇所						質問	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	イ) ii) 等		
298	要求水準書(案) 添付資料	日影図	33	別紙 16						参考図として日影図をご提示いただいておりますが、犬山浄水場、尾張西部浄水場共に、建築基準法に定める日影規制に抵触する建築物は無いものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
299	要求水準書(案) 添付資料	日影図	33	別紙 16						犬山浄水場、尾張西部浄水場共に、建築基準法に定める日影規制に抵触する既存建築物が存在する場合、必要な手続きに伴う設計及び工事の遅延は県企業庁殿のリスクと理解して宜しいでしょうか。	平成29年度から運営事業が開始できるご提案をお願いします。
300	要求水準書(案)添 付資料	日影図	33	別紙 16						日影図が7月16日のものでありますが、冬至の日影図のご提示を頂くことは可能ですか？	別途、検討します。
301	要求水準書(案) 添付資料	機器類の日常点検業に おける業務範囲	34							資料17において尾張西部浄水場濃縮設備のうち、弁類及び汚泥引き抜きポンプの日常点検内容について記載がありますが、要求水準書(案)P22 表5.1「汚泥移送、汚泥引き抜き業務分担表」では、尾張西部浄水場における濃縮槽設備の濃縮槽機器類の日常点検は、×区分(事業者の業務対象外)となっております。改めて当該設備の業務範囲についてお示し願います	資料17は現状を示したもので、表5.1は要求水準として記載しています。
302	要求水準書(案) 添付資料	現状のし渣処分量と処 分回数	35	別紙 17						注釈に「※し渣処分は全て場内処分。」とありますが、具体的にはどのような方法でしょうか。	(犬山)No.226のとおりです。除去したし渣は、場内の所定の場所に集積しています。集積したし渣は、県がごみ処理委託している業者が、月1回搬出処分します。
303	要求水準書(案) 添付資料	しさ処分	35	別紙 17						現状のしさの中身と、具体的な処分方法をご教示下さい。	(犬山)し渣の中身は、主に、藻や草です。処分方法は、No.302の通りです。
304	要求水準書(案) 添付資料	し渣の除去と処分につ いて	35							犬山浄水場における現状のし渣処分量と処分回数の表外に「し渣処分は全て場内処分」と記載があります。事業者のし渣の除去と処分に係る業務範囲は、県の指示する場内指定場所への運搬まで、と理解して宜しいでしょうか	ご理解の通りです。
305	その他	設備への電源供給	—							新設する設備への電源の供給は動力負荷、建屋動力、照明等の電源取り出し方法については、既存(それぞれ個別)と同様と考えて宜しいでしょうか	ご理解の通りです。ただし、規定するものではありません。
306	その他	将来工事	—							事業期間において事業範囲外に増設予定工事等がありましたら、概要と予定時期をご教示願います。またこれらによる今回設置予定設備の設置制約条件が発生する可能性がありますでしょうか？	浄水場設備の増設計画はありません。なお、PFI設計・建設事業と同時期に送水管布設工事(浄水池～浄水場外：シールド工事)を予定していますが、工事調整により施工可能と考えています。
307	その他	電気主任技術者								現在、犬山浄水場には「事業用電気工作物の設置者」の立場として電気主任技術者がいらっしゃるかと思います。本PFIにおいて、常用発電設備、太陽光発電設備は建設後は県企業庁様が設備を引き取られ設置者となるスキームとなっております。事業者は設備の運用管理を行う立場と考えられますが、この場合において事業者が電気主任技術者を配置する必要はありますでしょうか。	別途、回答します。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

<閲覧資料>

質問No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	質問項目 （タイトル）	対 応 頁	対応箇所						質問	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	i) ii) 等		
1	閲覧資料	既設完成図書	別紙 4							電気設備について受変電設備・排水処理設備の現状の詳細運転操作方案をご提示願います。	今回、新規整備する設備についてご提案ください。なお、現状については、次のとおりです。 (排水処理：県公社へ委託) ・運転記録月報は閲覧資料のとおり ・オペレータによる脱水機及び補機の操作及び監視。 (受電：民間へ委託（犬山）、直営（尾西）) ・24時間交代勤務 ・通常時は、受電回線（L1,L2）の切替（月1回程度）の他は、オペレータによる操作なし。
2	閲覧資料	既設完成図書	別紙 4							現浄水場における停電時の運転管理方法をご教示願います。また、停電時に運転が必要となる負荷をご教示願います。	現在、犬山浄水場には、停電時において、浄水処理を継続するための負荷を賄う電源はありません。 ただし、計装電源、制御電源、無線装置、火災報知設備等は、停電後も暫くは蓄電池により電源供給可能です。また、同蓄電池を補助するため、140kVAの自家発電設備が備わっています。
3	閲覧資料	犬山浄水場導水ポンプ 起動電流測定結果	別紙 9							導水ポンプの起動電流等データがありますが、測定条件等をご教示ください。閲覧データの電力日報との違いをご教示願います。	対象ポンプを起動した際の実績データです。 電力日報は、1時間あたりの瞬時値または平均値です。測定データは、5秒間の値です。
4	閲覧資料	別紙3.2 尾張西部浄水場 脱水 ケーキ成分分析表 (H22～H24)								平成24年度の成分分析結果が添付されていないため、ご開示くださいますようお願い致します。	別添、閲覧資料4-Bのとおりです。
5	閲覧資料 別紙5	電気設備分界点概念図 (犬山浄水場 動力設備)	5-1- 1							既設配電設備より440Vを送電することとなっておりますが、建築付帯電源（3φ3W 210V）や照明電源（1φ3W 210-105V）も既設低圧配電設備より送電して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	事業者への分電は、原則1ライン、1電力量計とします。

実施方針等に関する意見・提案書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈意見・提案書〉

質問No	資料名	意見・提案	回答
	・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料		
1	実施方針	タイトルにある「排水処理施設等」のとおり、排水池、排泥池、濃縮槽、ケーキヤード等の現況も記載して下さい。	既設図面及び運営維持管理に関する公表資料で、不足がある場合には、電子メールで照会してください。必要と認めた場合は、閲覧に応じます。この手続きについては、「既存資料の閲覧について」をご覧ください。
2	実施方針	効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービス提供をしていくために価格偏重にならない入札方式を希望します。例えば、一定額を下回ると価格点が一定になる等の工夫を考慮願います。	総合評価一般競争入札の趣旨を踏まえ、具体的な選定方法を検討し、入札説明書へ反映することとしています。
3	実施方針	選定手順及びスケジュールについて、入札説明書等に関する質問については、複数回実施して欲しい。（事業提案書作成時やその他の場合に、質問事項が出てくる場合があると考えられるので。）	別途、検討します。
4	実施方針	入札説明書等に関する質問の受付及び回答が1回となっておりますが、回答に対して新たに質問が生じる場合が考えられます。従いまして、入札説明書等に関する質問の受付及び回答の2回目を設けていただきたくお願いいたします。	No.3のとおりです。
5	実施方針	平成26年11月に基本協定の締結、平成26年12月に事業契約締結となっておりますが、事業契約締結までにS P Cを設立する必要があるため非常にタイトなスケジュールとなっております。事業契約締結においては、契約に関する協議も必要となると思われまので、事業契約の締結日を2ヶ月程度遅らせて頂きたくお願いいたします。	FIT手続きを年度内に実行するため、予定を繰り上げることはあっても、繰り下げは考えていません（類似質問：実施方針）。
6	実施方針	今後入札公告がなされた時に、本実施方針等の質問回答で公告後も有効になるものについてお示し下さるよう要望致します。（入札公告後に再度同様の質問回答をすることを避けるためお願いするものです）	基本的に有効です。
7	実施方針	維持管理及び運営の業務に係る者の資格要件に関して維持管理実績を問わないこととなっておりますが、排水処理施設の長期安定的な運転維持管理を達成するためには、受託企業にある程度の実績が必要と考えます。維持管理及び運営を受託する企業の資格要件に実績を追加頂くことをご検討願います。	参加要件は、入札説明書において定めませんが、現時点では、実績を考慮する必要はないと考えています。
8	実施方針	排水処理設備の運転管理は本事業にとって重要な要素だと考えます。同等の設備の運転管理実績を資格要件へ追加した方が良いと思います。	No.7のとおりです。
9	実施方針	今回の規模の常用発電機を製作しているメーカーは非常に限定されており、メーカーを応募グループに入れないと応募すらできない可能性があります。よって、参加要件をより拡大することを希望します。	実施方針に示した案は、必ずしも製造メーカーであることを必要としていません。ただし、常用発電については、特高系統連系であり、事故があってはならないため、相応の技術力や実績は必要と考えています。

実施方針等に関する意見・提案書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈意見・提案書〉

質問No	資料名	意見・提案	回答
	・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料		
10	実施方針	参加要件を拡げるため、「天然ガス」コージェネレーションシステムには「都市ガス」コージェネレーションシステムも含むものと考えますが宜しいでしょうか。	実施方針の回答のとおりです。
11	実施方針	本事業の内容を勘案しますと、コージェネレーション設備を含めた施設設計に対して、具体的に独自性のある工夫を持った設計が必要であると考えます。 その様な条件を踏まえて、手落ちのない設計を補完するためには、一級建築士を構成員の中に資格要件として取扱う必要があると思います。 併せて浄水場内の特性に配慮した太陽光設備などの配置設計などを行うためには、水道部門の上水道・工業用水道科目を保有したものが設計を行なうのが良いと考えます。 これら資格を保有した構成員を配置した場合には、提案書で評価して頂く等、配慮して頂けると幸いです。	事業者が建築士業務を外注することを妨げる必要はないので、要件とはしていません。水道設計の技術者についても、建築士と同様に外注を認めることで検討しているので、要件とはしていませんが、浄水場の運営を中断することなく、工事を実行するための設計上の配慮については、十分検討してください。
12	実施方針	実績等に偏った応募者等の資格要件では、事業参加への妨げとなります。実施方針で記述された資格要件を変更することなく事業を推進されることが良策であると考えます。	入札参加資格については、入札説明書等で示します。
13	実施方針	「県企業庁が示した図書の著作権は県企業庁に帰属します。また、入札参加者が提出した事業提案書の著作権は入札参加者に帰属し、原則として公表しません(愛知県情報公開条例に基づく開示を要する場合を除く。)」とありますが、提案内容には入札参加者のノウハウや工夫が盛り込まれ、他社に開示したくない事項もあります。公表の際には、事前通知や入札参加者に公表する内容の承諾を取ってから公表するものと考えていただきたい。	実施方針に関する類似質問を参照してください。
14	実施方針	不可抗力リスクに関し、「一定の割合までは事業者が負担する」とありますが、事業者が一方的に負担することないようお願いいたします。	必要に応じ協議することとしています。
15	実施方針	需要変動リスク（42、43、44、原水量、汚泥量、汚泥の質）については、事業者側でコントロールのできない項目になりますので、将来の需要見込みを提示した上で、一定幅以上の変動に対しては、企業庁の負担とするべきではないでしょうか。また、事業者側の△について、従分担の範囲を明確にさせていただけますよう、お願いいたします。	実施方針の回答のとおりです。
16	実施方針	図表5-1 サービス購入料の内容について、「運営・維持管理業務に係る対価」の「排水処理施設の運営・維持管理業務」の2項目の設計・建設業務の対象施設の維持管理（点検、保守、修理、改良その他一切の管理業務）は、実施方針P.4と差異（本項では『交換』が無い）があります。『交換』を追記頂くようご検討願います。	整合を図ります。
17	実施方針	図表5-1 サービス購入料の内容について、「運営・維持管理業務に係る対価」の「その他」の1項目の見学者対応は、犬山浄水場のみの記載を補足して頂けないでしょうか。	記載します。

実施方針等に関する意見・提案書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈意見・提案書〉

質問No	資料名	意見・提案	回答
	・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料		
18	実施方針	汚泥処理単価は、濃縮槽以降に設けられる流量計で計測された汚泥量（汚泥処理量）当りの単価とすべきと考えます。 〔汚泥処理のコストのうち可変費は、汚泥量（t-ds）よりも汚泥処理量と強い相関があり、コストを単価に適切に反映できる可能性が高いこと、汚泥処理量は連続計量値であり取引数量として曖昧さが無いこと、一方、汚泥量は、汚泥濃度のサンプリング頻度等により異なる結果を生じる可能性があることから、提案を行うものです〕	汚泥濃度の変化を全て反映することが難しく、また、期別変動を一般化することも難しいため、原案のとおりとします。
19	実施方針	改定価格の正当性を証する書類として、「愛知、岐阜、三重の県営浄水場における処理費用の変動・・・」と示されておりますが、県営浄水場だけでなく例えば名古屋市などの自治体も考慮して頂くよう要望いたします。	「等」に含みます。
20	実施方針	排水処理設備の運転管理は本事業にとって重要な要素だと考えます。排水処理の維持・運転管理についての評価項目の追加を希望します。	評価項目の詳細については、別途、公表します。
21	実施方針	貴局の意向が参加企業の提案に反映されるよう、また透明性の高い評価が可能となるよう、どのような視点を重視して提案内容を審査するのか、評価項目と点数配分をできるだけ具体的にご提示いただけるようお願いいたします。	評価項目の詳細については、別途、公表します。
22	実施方針	「～性能等に関する各評価項目について採点した得点と、入札価格を得点化したものを合計し～」とあり、今回の事業の落札者決定方式はいわゆる「加算方式」であると思料します。貴県による前2件のPFI事業においても同様の加算方式が採用されており、価格：技術の比率は60：40でしたが、今回の事業は前2件と比べて新たに発電設備が事業範囲に加わっているため、技術力の比重を大きくした価格：技術の比率設定として頂くよう要望致します。	ご提案のことについては、単に価格：技術の配分ウエイトのみならず、予定価格の設定水準、評価項目への配点方法、評価項目の設定水準、等々によっても、大きく変わってくることなので、本事業の特定を踏まえ、適切に設定していく所存です。
23	要求水準書（案）	表2.2業務内容一覧について、「運営・維持管理業務」の「運営維持管理業務」の2項目の業務内容は、実施方針と整合を取るため、『設計・建設業務の対象施設の維持管理』に見直しを要望します。	整合を図ることとします。
24	要求水準書（案）	表3.2に示される騒音・振動規制基準は各種住居専用地域のものであり、過剰な規制と考えます。愛知県条例に定める市街化調整区域に対する規制値（dB）（騒音 昼：60、朝夕：55、夜：50、振動 昼：65、夜：60）を採用願います。	要求水準書(案)の改訂を検討します。
25	要求水準書（案）	フェンス、門扉等の保安施設は事業者にて設置することとありますが、同一の浄水場内に事業用地を区切るフェンス、門扉等を設置することは、緊急時等の動線の観点から不適切と考えます。よってフェンス、門扉等の設置は要求水準から除外頂くようお願いいたします。	区分は表示杭、防草シート、舗装等でもよいと考えます(実施方針に関する質問を参照)。ただし、LNGサテライト設備等、屋外設置型設備の設置については、保安上、必要にして最低限の管理用フェンスの設置は必要と思います。

実施方針等に関する意見・提案書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈意見・提案書〉

質問No	資料名	意見・提案	回答
	・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料		
26	要求水準書（案）	事業区域の境界は、表示杭、舗装等で明確にすることとありますが、事業用地については企業庁殿にて測量および表示杭にて明示し確定頂くことが必要であると考えます。事業用地の測量および表示杭による明示は企業庁殿にて実施をお願いいたします。	犬山浄水場については、事業者の提案によって、施設のレイアウト等が異なり、このことに伴い外溝の設計も異なるので、当庁において、外構の仕様を指定することはしません。TS測量データをCADデータで閲覧資料に収録したので、検討の参考としてください。なお、事業区域については、CADデータで詳細に示すこととします（別添26-A ←TEC）。 また、尾張西部浄水場については、事業区域を厳格に指定する必要はないものと考えています。
27	要求水準書（案）	建設残土を場外に搬出・処分しない工事は非常に困難であり、本来必要の無い盛土等を行う必要が生じる可能性があります。建設残土を場外に搬出・処分しない工事は要求事項ではなく努力目標としていただきますようお願いいたします。	場内処分（敷き均し等）が可能と考えています。必要な建設資材としての建設土の搬入は認めますが、搬出は認めません。
28	要求水準書（案）	落札者決定（10月）からF I T申請～受諾まで非常にタイトなスケジュールであり、当然ながら申請の可否も未定です。そのリスクについての明文化をお願いします。	実施方針で示した案について、当庁で接続検討の申込をしました。この回答書を別添のとおり閲覧することとしますので、参考としてください。
29	要求水準書（案）	現地有人でなく遠隔常時監視制御を許容することにより、人件費の低減を図ることができます。（電気設備技術基準47条参照）	保安上の観点から、停止に当たっては有人としました。
30	要求水準書（案）	現地有人でなく遠隔常時監視制御を許容することにより、人件費の低減を図ることができます。いつ停止するか分からない状態で人員が現地に拘束されるので、他の方法で停止（受電電力監視制御や遠隔制御）を許容してはどうでしょうか。（電気設備技術基準47条参照）	No.29に同じ。
31	要求水準書（案）	現地有人でなく遠隔常時監視制御を許容することにより、人件費の低減を図ることができます。非常時という状況において120分以内の到着を保証することは難しく、他の方法を許容してはどうでしょうか。（電気設備技術基準47条参照）	No.29に同じ。
32	要求水準書（案） 添付資料	平成24年度尾張西部浄水場のケーキ含水率の数値は、誤記と見受けられます。	訂正いたします。
33	要求水準書（案）	見学者対応は要求水準書(案) P.4で示されているとおり、犬山浄水場の本事業施設のみが対象であることを示して下さい。	訂正を検討します。

実施方針等に関する意見・提案書（回答）

平成26年2月14日（金）愛知県企業庁

〈意見・提案書〉

質問No	資料名	意見・提案	回答
34	要求水準書（案） ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	将来の水需要量、汚泥量は、処理費用等の算出に必要なものであり、適正な価格競争をするためには、条件値の設定が欠かせません。平成49年までの計画値の設定をお願いいたします。	要求水準書(案)を改定し、脱水機の設計に関する基本的な考え方を示します。ただし、汚泥の処理能力は、脱水機の運用はもとより、排水処理施設全体の運用によっても変動するものなので、脱水機の能力を直接指定することに繋がる指標は示しません。